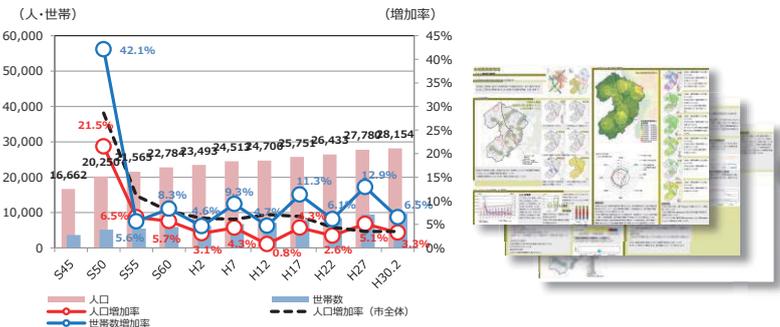
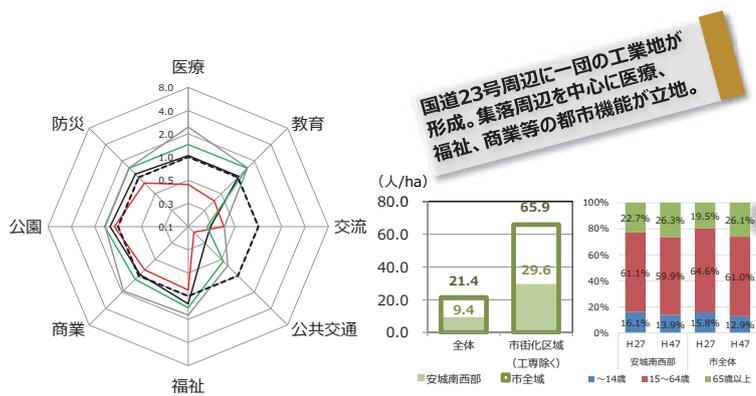
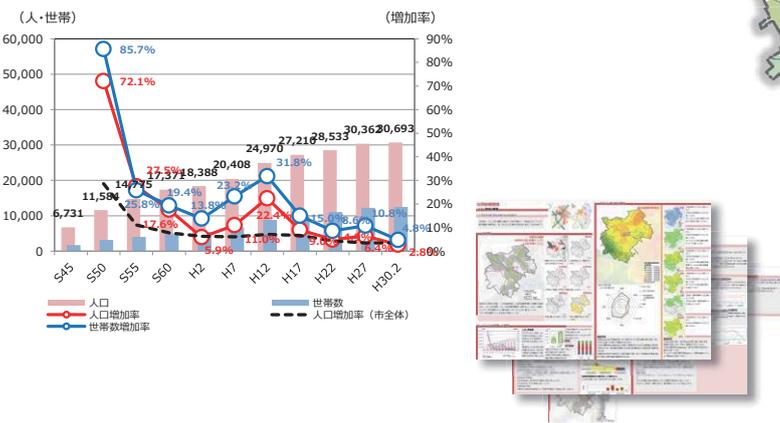
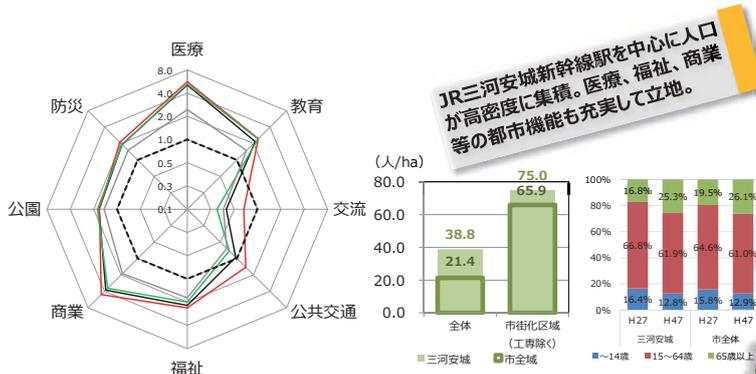


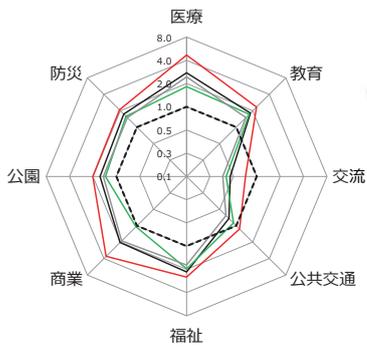
1. 地域別構想

地域別構想は、全体構想の基本目標達成を「地域づくり」の視点から実現させることを目的に策定します。地域づくりの方針である地域別構想は、本計画の全体構想、上位計画及び関連計画などにおける地域の特徴を考慮しつつ、地域が地域における強みや弱みを整理した上で、地域における課題解決の概ねの方針となるものとして立案しました。

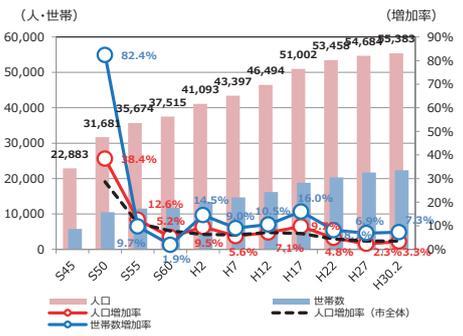
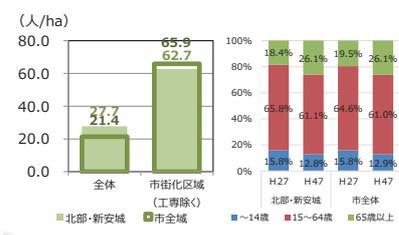
地域別構想においても“20年、30年後を見据えた都市づくり”の視点に立った居住・都市機能の立地方針を見定めつつ、“これから10年”の視点に立った、地域の基本目標及び達成するための方針を立案しています。



新安城地域



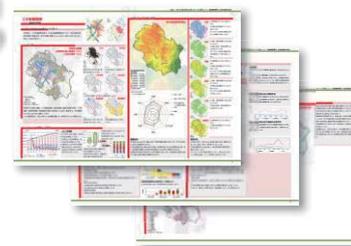
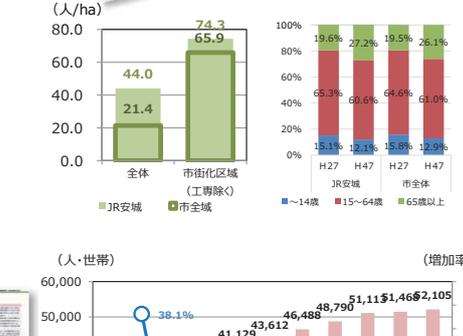
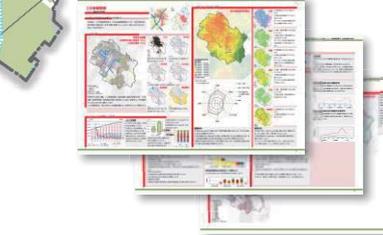
名鉄新安城駅を中心に人口が集積。医療、福祉、商業等の都市機能も充実して立地。



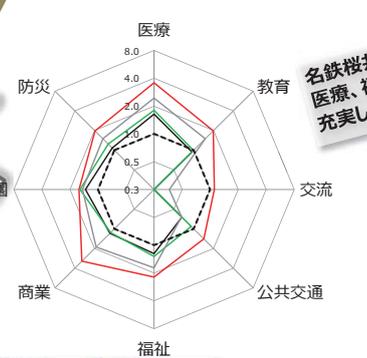
JR安城地域



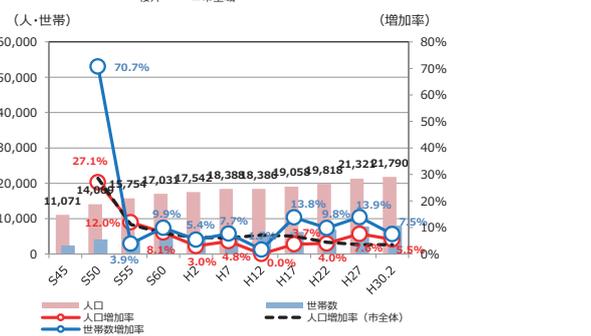
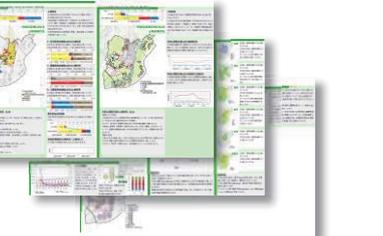
JR安城駅を中心に人口が高密度に集積。医療、福祉、商業等の都市機能も充実して立地。



桜井地域



名鉄桜井駅を中心に人口が集積。医療、福祉、商業等の都市機能も充実して立地。





J R 安城地域（都市拠点＋地域拠点）



本地域は古くから安城市の中心であり、J R 安城駅を中心とした市街地に人口が高密度に集積し、比較的充実した都市機能立地となっています。今後も本市を支える都市拠点として、J R 安城駅周辺を中心に人口が集積させていくべき地域となります。

また、地域に立地する都市機能の特徴として、比較的都市サービスレベルの高い医療機能（病院）、福祉機能（地域包括支援センター等）、商業機能（大規模商業施設）、教育機能（高校）が立地しています。

20年、30年後を見据え、本地域で増加するであろう高齢世代や今後の地域を支える子育て世代の暮らしやすさが高度に確保されるよう、J R 安城駅周辺を中心に地域に必要な都市機能の立地誘導を図る必要があります。

（1）20年、30年後を見据えた、居住・都市機能の立地方針

地域のマチナカ居住の立地（誘導）方針

- ・本市の人口集積地となる J R 安城駅周辺を中心に、高密度に居住が集積するエリアは、今後も高い人口密度が維持されるよう誘導します。
- ・より都市機能が多く立地する J R 安城駅周辺のマチナカ拠点区域において、集積が強化（＝高密度化）されるよう誘導します。

地域のマチナカ都市機能の立地（誘導）方針

- ・今後も居住が集積する地域に都市機能が維持・確保されるよう誘導します。
- ・より高密度に居住集積が想定される J R 安城駅周辺のマチナカ拠点区域において、コンパクトに集積（＝高密度化、複合化）されるよう誘導します。

維持・確保すべきマチナカ都市機能とマチナカ拠点に誘導すべき施設の方針

- ・各土地利用構想に必要なマチナカ都市機能が維持・確保されるよう誘導します。
- ・より高密度に居住集積が想定される J R 安城駅周辺のマチナカ拠点区域において、居住機能を有し、地域の課題解決として必要な都市機能及び地域ニーズ機能のうち2以上を有する複合施設、都市拠点にふさわしい交流機能を有する施設が立地するよう誘導します。

地域の課題解決として複合的に誘導すべき都市機能

- ①医療機能（診療所等）…郊外に立地する病院を活用しつつ、今後増加する高齢世代を中心に暮らしやすさを確保するために必要。
- ②商業機能（小規模商業施設等）…地域の今後を支える子育て世代を中心に暮らしやすさを確保するために必要。
- ③交流機能（市民交流施設）…都市拠点にふさわしい拠点的交流施設により多世代の交流から持続可能な地域づくり・コミュニティづくりを行うために必要。



（2）これから10年の視点にたった、地域の基本目標

- 都市構造 **本市の都市拠点「安城駅」周辺を中心に地域内外の拠点と連携した、都市機能が便利に使える集約型地域づくり**
- 都市運営 **居住・都市機能が多く集積する安城駅周辺を中心とした、地域住民とともにはぐくむ持続可能な地域づくり**
- 都市活力 **これからの安城市を牽引する商業業務機能を活かし伸ばす、安城駅を中心に賑わいあふれる地域づくり**
- 都市生活 **安城駅を中心とした市街地や集落での自分らしい暮らしを共有できる、安全・安心に暮らせる地域づくり**
- 都市環境 **地域の東部及び南部に広がる農地等が保全され心地よく生活できる、人と自然が共生する地域づくり**

第8次安城市総合計画より #【土地利用】土地区画整理事業により、土地の高度利用、都市機能の再編、本市の商業・業務の中心にふさわしい魅力と活力にあふれた都市拠点の形成推進 # 基盤整備の推進による名古屋の選別強化 # 中心市街地活用した小売業の展開、商業集積を図り、商店街振興組合、町内会、市民団体などと連携・協働による賑わいの創出 # 都市基盤未整備地区において、地域住民の参画を深め、整備手法の検討 # 【土地利用、交通体系(公共交通)、市街地】J R 安城駅周辺地域一帯を創出 # 土地の集約などにより、住宅や商業施設の集積を図り、中心市街地の賑わいを創出 # 【景観】安城七夕まつりは、市民参加を推進するとともに、「願いで、日本一」をコンセプトに新たな魅力を創り、桜井古真群の保存・活用方法を検討

(3) これから10年の視点にたった、地域の基本目標を達成するための方針

土地利用の形成など、地域における「都市の骨格をつくる方針」

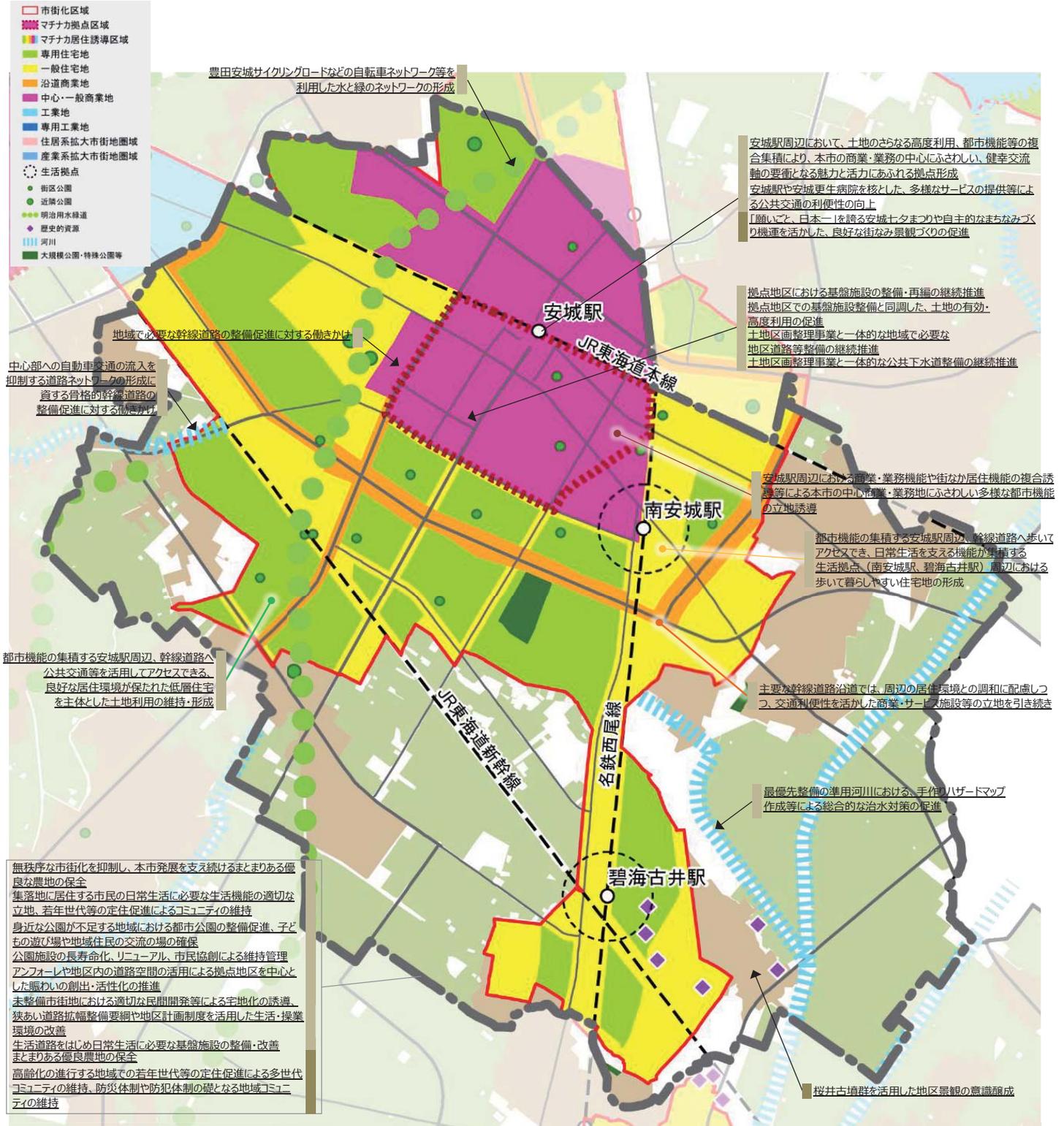
本市の都市拠点として都市機能の複合化・高度化を目指すJR安城駅周辺を中心とした、バランスのとれた居住・都市機能誘導を実現する土地利用の展開とともに、移動の利便性や豊かな生活環境を創出する都市基盤の形成を図ります。

景観の醸成など、地域における「快適な暮らしを支える方針」

地域に根付く安城七夕まつりや優良農地などの歴史文化資産の保全・活用や自立的なまちづくりに基づく街なみ景観づくりに対する意識醸成を図るとともに、しもの時多世代が協力しあえる地域コミュニティの意識醸成を促進します。

土地利用、交通体系（公共交通、道路）、都市施設（公園・緑地、下水道・河川）、市街地

景観、自然環境・都市環境、安全・安心なまちづくり



拠点施設や保険センター、広域が公園の核を自転車ネットワークなどで結んだ健康交流軸の形成 # 無秩序な開発を抑制、農業先進都市としての歴史風景を引き継ぎ、農業経営基盤を強化、集約化を推進する優良農地の保全 # 中心市街地では、空き店舗を
 域において、歩いて買い物ができる商業機能の集積、民間共同住宅の建設に対する助成、土地の高度利用、人口増加を推進 # [市街地]安城町明治地区の土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業を促進 # アンフォーレを核としたまちの賑わいを

三河安城地域（広域拠点＋地域拠点）

本地域は西三河の交流拠点であり、J R三河安城新幹線駅を中心とした市街地に人口が高密度に集積し、比較的充実した都市機能立地となっています。今後も西三河を支える地域拠点として、J R三河安城新幹線駅周辺を中心に人口が集積させていくべき地域となります。

また、地域に立地する都市機能の特徴として、比較的都市サービスレベルの高い商業機能（中規模商業施設）、教育機能（高校）が立地しています。

20年、30年後を見据え、本地域で増加するであろう子育て・働き世代や歴史や文化を継承していく高齢世代の暮らしやすさが高度に確保されるよう、J R三河安城新幹線駅周辺を中心に地域に必要な都市機能の立地誘導を図る必要があります。

（1）20年、30年後を見据えた、居住・都市機能の立地方針

地域のマチナカ居住の立地（誘導）方針

・西三河の人口集積地となるJ R三河安城新幹線駅周辺を中心に、高密度に居住が集積するエリアは、今後も高い人口密度が維持されるよう誘導します。

・より都市機能が多く立地するJ R三河安城新幹線駅周辺のマチナカ拠点区域において、集積が強化（＝高密度化）されるよう誘導します。

地域のマチナカ都市機能の立地（誘導）方針

・今後も居住が集積する地域に都市機能が維持・確保されるよう誘導します。

・より高密度に居住集積が想定されるJ R三河安城新幹線駅周辺のマチナカ拠点区域において、コンパクトに集積（＝高密度化、複合化）されるよう誘導します。

維持・確保すべきマチナカ都市機能とマチナカ拠点に誘導すべき施設の方針

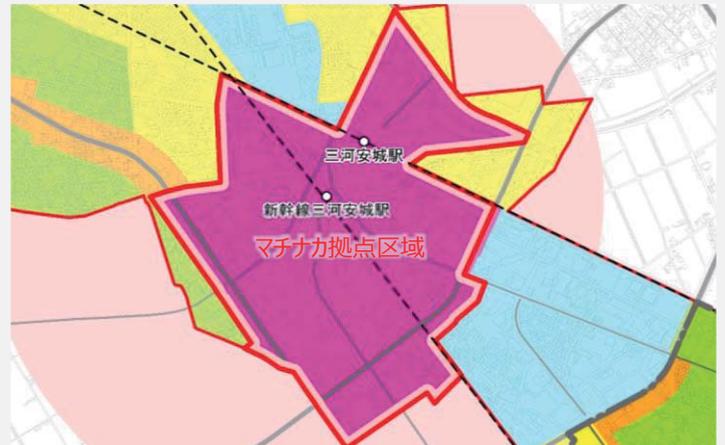
・各土地利用構想に必要な機能が維持・確保されるよう誘導します。

・より高密度に居住集積が想定されるJ R三河安城新幹線駅周辺のマチナカ拠点区域において、居住機能を有し、地域の課題解決として必要な都市機能及び地域ニーズ機能のうち2以上を有する複合施設、広域拠点にふさわしい交流機能を有する施設が立地するよう誘導します。

地域の課題解決として複合的に誘導すべき都市機能

①医療機能（診療所等）…今後増加する高齢世代や地域の今後を支える子育て・働き世代などの暮らしやすさを確保するために必要。

②交流機能（市民交流施設）…西三河の広域拠点にふさわしい拠点的交流施設により、今後の地域コミュニティの維持・形成を支援し、暮らしやすさを確保するために必要。



（2）これから10年の視点にたった、地域の基本目標

都市構造 **西三河の広域拠点「三河安城新幹線駅」周辺を中心に各都市と連携した、都市機能が高度に使える集約型地域づくり**

都市運営 **居住・都市機能が多く集積する三河安城新幹線駅周辺を中心とした、地域住民とともにはぐむ持続可能な地域づくり**

都市活力 **商業業務機能が多く集積する三河安城新幹線駅周辺を中心とした、活力と活気で賑わいあふれる地域づくり**

都市生活 **三河安城新幹線駅周辺の市街地や集落での自分らしい暮らしを共有できる、安全・安心に暮らせる地域づくり**

都市環境 **地域北東部及び西南部に広がる農地等が保全され心地よく生活できる、人と自然が共生する地域づくり**

第8次安城市総合計画より #【土地利用】交通の要衝として、高品位なまちづくりの都市機能の再編を図り、本市の商業・業務の中心にふさわしい魅力と活力にあふれた拠点形成 # 基盤整備の推進による名古屋との連携強化 # 中心市街地拠点施設や地区において、新たに建て替えられる住宅市街地の整備及び商業・業務機能の集積を促進 # 【交通体系(公共交通)】エリア開業を見据えた三河安城駅周辺の交通機能の見直し検討 # 【市街地】新たな住宅市街地の整備促進

(3) これから10年の視点にたった、地域の基本目標を達成するための方針

土地利用の形成など、地域における「都市の骨格をつくる方針」

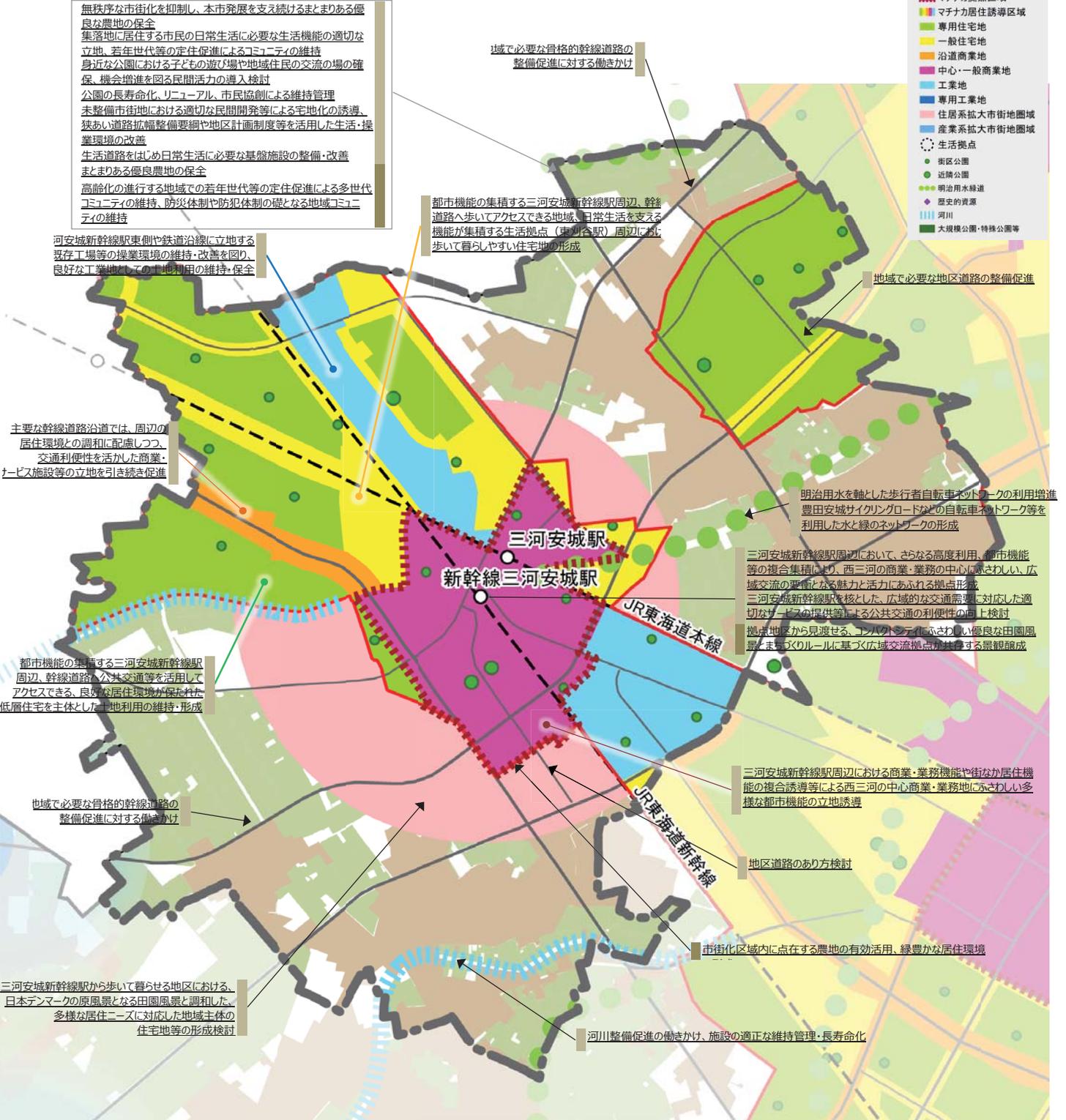
西三河の広域拠点として都市機能の複合化・高度化を目指す三河安城新幹線駅周辺を中心とした、バランスのとれた居住・都市機能誘導を実現する土地利用の展開とともに、移動の利便性や豊かな生活環境を創出する都市基盤の形成を図ります。

景観の醸成など、地域における「快適な暮らしを支える方針」

三河安城新幹線駅周辺における西三河の玄関口にふさわしい質の高い都市空間形成に対する意識醸成を図るとともに、コンパクトな市街地から見渡せる優良農地の保全・活用やもしもの時も多世代が協力しあえる地域コミュニティの意識醸成を促進します。

土地利用、交通体系（公共交通、道路）、都市施設（公園・緑地、下水道・河川）、市街地

景観、自然環境・都市環境、安全・安心なまちづくり



保全センター、広域的な公園の核を自転車ネットワークなどで結び、健康交流軸の形成 #無秩序な開発を抑制し、農業先進都市としての歴史風景を引き継ぎ、農業経営基盤を強化、集約化を推進する優良農地の保全 # [土地利用、市街地] JR三河安城駅周辺

北部・新安城地域（地域拠点＋産業拠点）

本地域は、名鉄新安城駅を中心とした市街地に人口が密度よく集積し、比較的充実した都市機能立地となっています。今後も本市北部を支える地域拠点として、名鉄新安城駅周辺を中心に人口が集積させていくべき地域となります。

また、地域に立地する都市機能の特徴として、比較的都市サービスレベルの高い医療機能（病院）、福祉機能（地域包括支援センター等）、商業機能（大規模商業施設）、教育機能（高校）が立地しています。

20年、30年後を見据え、本地域で増加するであろう高齢世代や今後の地域を支える子育て世代の暮らしやすさが確保されるよう、名鉄新安城駅周辺を中心に地域に必要な都市機能の立地誘導を図る必要があります。

（１）20年、30年後を見据えた、居住・都市機能の立地方針

地域のマチナカ居住の立地（誘導）方針

- ・北部地域の人口集積地となる名鉄新安城駅周辺を中心に、高密度に居住が集積するエリアは、今後も高い人口密度が維持されるよう誘導します。
- ・より都市機能が多く立地する名鉄新安城駅周辺のマチナカ拠点区域において、集積が強化（＝高密度化）されるよう誘導します。

地域のマチナカ都市機能の立地（誘導）方針

- ・今後も居住が集積する地域に都市機能が維持・確保されるよう誘導します。
- ・より高密度に居住集積が想定される名鉄新安城駅周辺のマチナカ拠点区域において、コンパクトに集積（＝高密度化、複合化）されるよう誘導します。

維持・確保すべきマチナカ都市機能とマチナカ拠点に誘導すべき施設の方針

- ・各土地利用構想に必要な機能が維持・確保されるよう誘導します。
- ・より高密度に居住集積が想定される名鉄新安城駅周辺のマチナカ拠点区域において、居住機能を有し、地域の課題解決として必要な都市機能及び地域ニーズ機能を2以上有する複合施設が立地するよう誘導します。

地域の課題解決として複合的に誘導すべき都市機能

- ①交流機能（市民交流施設）…地域拠点にふさわしい拠点的交流施設により、今後の地域コミュニティの維持・形成を支援し、暮らしやすさを確保するために必要。



（２）これから10年の視点にたった、地域の基本目標

都市構造 北部地域拠点「新安城駅周辺を中心とした、日々の生活を支え他地域とつながる、都市機能がコンパクトに使える集約型地域づくり

都市運営 居住・都市機能が多く集積する新安城駅周辺を中心とした、地域住民とともにはぐむ持続可能な地域づくり

都市活力 商業業務機能が多く集積する新安城駅周辺や本市を支える工業地を中心とした、活力と活気で賑わいあふれる地域づくり

都市生活 新安城駅周辺の市街地や広く広がる集落での自分らしい暮らしを共有できる、安全・安心に暮らせる地域づくり

都市環境 地域北部及び南部に広がる農地等が保全され心地よく生活できる、人と自然が共生する地域づくり

第8次安城市総合計画より # [土地利用]既存の都市機能高め、北部地域の生活圏の中心となる魅力と個性あふれた新安城地域拠点の形成促進 # 基盤整備の推進による名古屋との連携強化 # 中心市街地拠点施設や保険センター、広域の振興組合、町内会、市民団体など連携・協働により賑わいを創出 # [土地利用、市街地]新安城駅周辺地域における歴史・自然・産業の調和など、テーマ性のあるまちづくりの調査研究 # [交通体系(公共交通)]新安城駅の橋上化・自由通路整備及び名鉄南

(3) これから10年の視点にたった、地域の基本目標を達成するための方針

土地利用の形成など、地域における「都市の骨格をつくる方針」

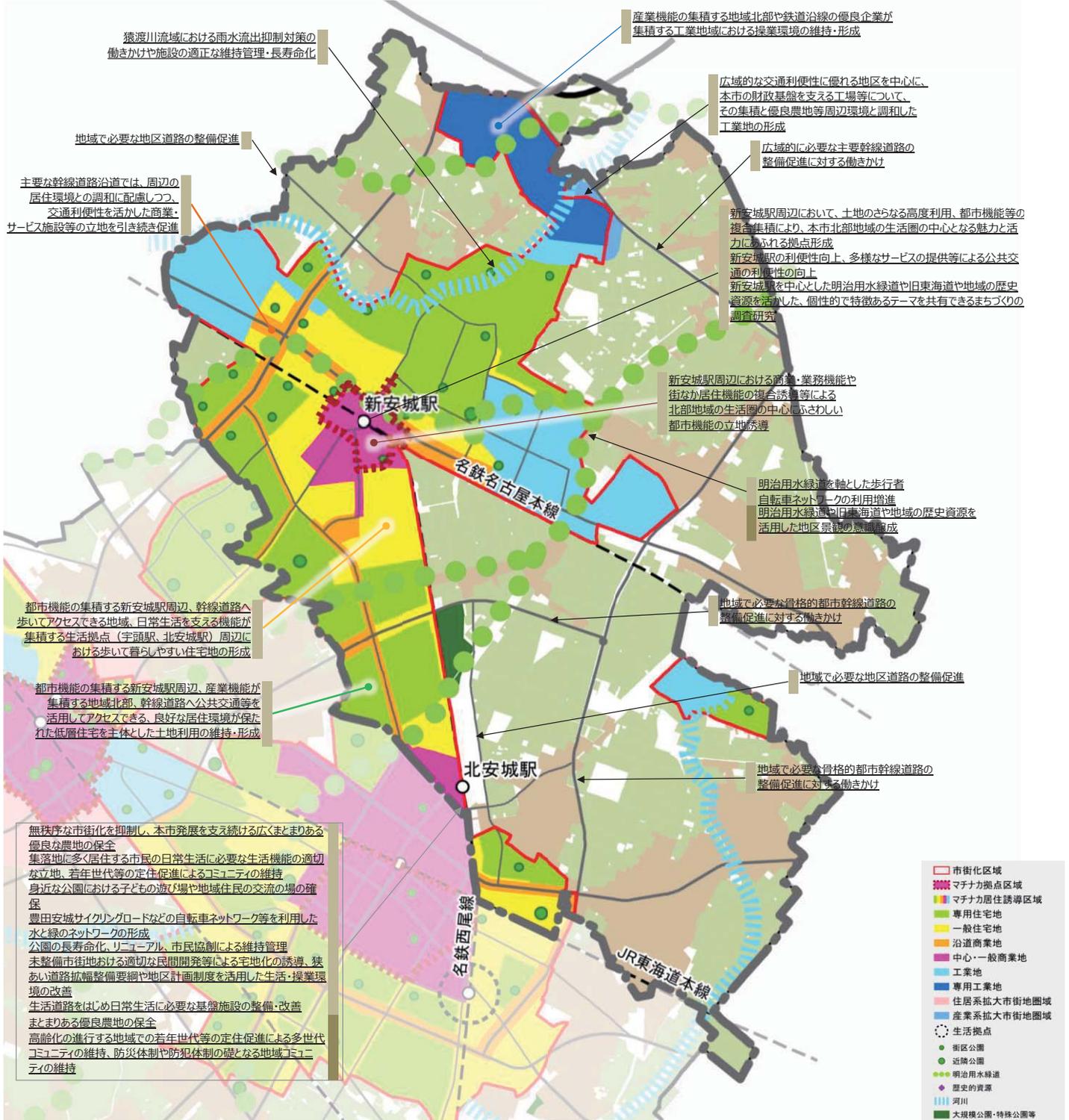
本市北部の地域拠点として地域を支える都市機能の集積を目指す名鉄新安城駅周辺を中心とした、バランスのとれた居住・都市機能誘導を実現する土地利用の展開とともに、本市を支える工業地への移動等に対する利便性や地域の豊かな生活環境を創出する都市基盤の形成を図ります。

土地利用、交通体系（公共交通、道路）、都市施設（公園・緑地、下水道・河川）、市街地

景観の醸成など、地域における「快適な暮らしを支える方針」

地域に根付く旧東海道や豊かに広がる優良農地などの歴史文化資産の保全・活用や自立的なまちづくりに対する意識醸成を図るとともに、ももの時も多世代が協力しあえる地域コミュニティの意識醸成を促進します。

景観、自然環境・都市環境、安全・安心なまちづくり



公園の核を自転車ネットワークなどで結ぶ健康交流軸の形成#無秩序な開発を抑制し、農業先進都市としての歴史風景を引き継ぎ、農業経営基盤を強化、集約化を推進する優良農地の保全#空き店舗を活用したソフト事業の展開、商業集積を図り、商店街のバリアフリー化を促進#(市街地)新安城駅の整備による歩きやすくなる市街地の形成、安全で住みよいまちづくり

桜井地域（地域拠点＋産業拠点）

本地域は、名鉄桜井駅を中心とした市街地に人口が密度よく集積し、比較的充実した都市機能立地となっています。今後も本市南部を支える地域拠点として、名鉄桜井駅周辺を中心に人口が集積させていくべき地域となります。

また、地域に立地する都市機能の特徴として、比較的都市サービスレベルの高い福祉機能（地域包括支援センター等）、商業機能（大規模商業施設）、教育機能（高校）が立地しています。

20年、30年後を見据え、本地域で維持されるであろう子育て世代や増加する高齢世代の暮らしやすさが確保されるよう、名鉄桜井駅周辺を中心に地域に必要な都市機能の立地誘導を図る必要があります。

（１）20年、30年後を見据えた、居住・都市機能の立地方針

地域のマチナカ居住の立地（誘導）方針

・南部地域の人口集積地となる名鉄桜井駅周辺を中心に、高密度に居住が集積するエリアは、今後も高い人口密度が維持されるよう誘導します。より都市機能が多く立地する名鉄桜井駅周辺のマチナカ拠点区域において、集積が強化（＝高密度化）されるよう誘導します。

地域のマチナカ都市機能の立地（誘導）方針

・今後も居住が集積する地域に都市機能が維持・確保されるよう誘導します。
・より高密度に居住集積が想定される名鉄桜井駅周辺のマチナカ拠点区域において、コンパクトに集積（＝高密度化、複合化）されるよう誘導します。

維持・確保すべきマチナカ都市機能とマチナカ拠点に誘導すべき施設の方針

・各土地利用構想に必要な機能が維持・確保されるよう誘導します。
・今後より高密度に居住集積が想定される名鉄桜井駅周辺のマチナカ拠点区域において、居住機能を有し、地域の課題解決として必要な都市機能及び地域ニーズ機能を2以上有する複合施設が立地するよう誘導します。

地域の課題解決として複合的に誘導すべき都市機能

①医療機能（診療所等）…地域の今後を支える子育て世代を中心に暮らしやすさを確保するために必要。



（２）これから10年の視点にたった、地域の基本目標

都市構造 **南部地域拠点「桜井駅」周辺を中心とした、日々の生活を支え他地域とつながる、都市機能がコンパクトに使える集約型地域づくり**

都市運営 **居住・都市機能が多く集積する桜井駅周辺を中心とした、地域住民とともにはぐくむ持続可能な地域づくり**

都市活力 **商業業務機能が集積する桜井駅周辺や本市を支える工業地を中心とした、活力と活気で賑わいあふれる地域づくり**

都市生活 **桜井駅周辺における市街地や多く広がる集落での自分らしい暮らしを共有できる、安全・安心に暮らせる地域づくり**

都市環境 **コンパクトな市街地をとりまくように広がる農地等が保全され心地よく生活できる、人と自然が共生する地域づくり**

第8次安城市総合計画より #【土地利用】土地区画整理事業は、商業系・住居系の都市機能の集積を図り、南部地域の生活圏の中心となる拠点形成の推進する桜井駅周辺地域の形成 # 基盤整備の推進による名古屋との連携強化 # 中心市街地・桜井駅周辺地域において、歴史文化の感じられる、うるおいのある住みやすい住環境の整備推進による魅力あるまちづくり #【市街地】安城市桜井駅周辺地区土地区画整理事業の推進 #【景観】国指定史跡の本證寺等の歴史資源の活用し、新たな観光資源の創出

安城南西部地域（産業拠点）



産業軸である国道23号周辺に立地する工業地を中心とした市街地における一団の住宅地、集落周辺や都市機能が立地しています。今後もこうした区域で都市機能の立地や人口が維持されるものと考えられる地域です。

大規模既存集落を中心に今後割合が増加するであろう高齢世代の暮らしやすさが維持されるよう、都市機能の集積する拠点へのアクセス性を考慮しつつ、集落周辺に立地する都市機能の立地を維持するとともに当該地への人口の適正な集積を維持していく必要があります。

（1）20年、30年後を見据えた、居住・都市機能の立地方針

地域の集落居住の立地（誘導）方針

・優良な農地を保全する大規模既存集落での居住を維持されるよう誘導します。

地域の集落都市機能の立地（誘導）方針

・都市機能を集積する市街地へのアクセスを要するため、大規模既存集落周辺に立地する都市機能の維持・活用されるよう誘導します。。

維持・確保すべきマチナカ都市機能の方針

・大規模既存集落での居住を維持するため、周辺の都市機能を維持・活用するほか、都市機能の集積する拠点へのアクセスを可能とする公共交通の維持に努めます。

（2）これから10年の視点にたった、地域の基本目標

都市構造 **地域を支える集落等における、都市機能の集積する市街地へのアクセス性に配慮した生活利便性が確保される地域づくり**

都市運営 **居住が集積する集落における、地域住民とともにはぐむ持続可能な地域づくり**

都市活力 **優良企業が立地する工場地や地域に広がる優良農地を中心とした、活力と活気で賑わいあふれる地域づくり**

都市生活 **集落において自分らしい暮らしを確保した安全・安心に暮らせる地域づくり**

都市環境 **地域全体に広がる農地等が保全され心地よく生活できる、人と自然が共生する地域づくり**

第8次安城市総合計画より # [土地利用]基礎整備の推進による名古屋との連携強化 # 中心市街地拠点施設や保健センター、広域的な公園の核を自転車ネットワークなどで結んだ健康交流軸の形成 # 無秩序な開発は抑制、農業先進都市としての歴史

(3) これから10年の視点にたった、地域の基本目標を達成するための方針

土地利用の形成など、地域における「都市の骨格をつくる方針」

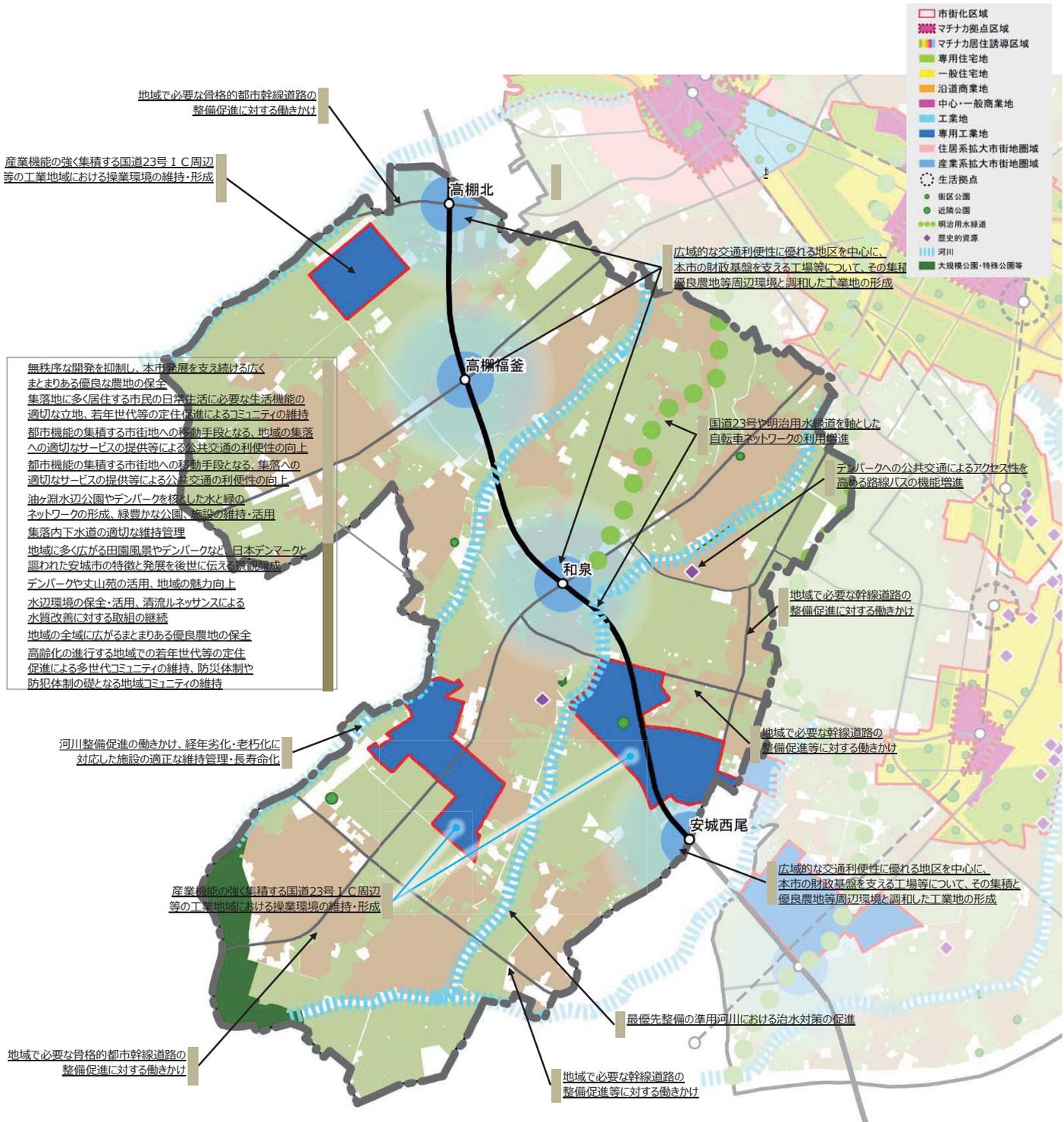
本市の工業都市、日本デンマークとしての農業を支える地域として、集落への居住集積や国道23号沿線への工業集積をもちあす土地利用の展開とともに、都市機能が集積する市街地や本市を支える工業地への移動に対する利便性や集落等の生活環境を保全する都市基盤の形成を図ります。

土地利用、交通体系（公共交通、道路）、都市施設（公園・緑地、下水道・河川）、市街地

景観の醸成など、地域における「快適な暮らしを支える方針」

地域全体に広がる優良農地などの農業資産の保全・活用や自立的な地域づくりに対する意識醸成を図るとともに、もしもの時も多世代が協力しあえる地域コミュニティの意識醸成を促進します。

景観、自然環境・都市環境、安全・安心なまちづくり



風景を引き継ぎ、農業経営基盤の強化、集約化を推進する優良農地の保全 # 周辺土地利用との調和を図った計画的整備を誘導した工業用地の計画的誘導

2. 計画全体（全体構想）の進行管理

本計画は、20年、30年後を見据えた都市づくりの視点から将来の都市の姿を展望しつつ、第8次安城市総合計画で定める都市の将来像「幸せつながる健幸都市 安城」を実現させる、これから10年の視点に立った都市づくりの方針を定めています。

ただし、その内容は固定的なものとするべきではなく、目標・方針に基づく各施策・事業の進捗状況や本市を取り巻く社会情勢の変化等に応じ、適切に見直されるべきものです。

本項では、本計画の進行管理とそれを踏まえた計画の見直しの考え方を明らかにします。

（1）進行管理の方法

本計画全体（全体構想、地域別構想）の進行管理は、PDCA サイクルに基づき実施します。同サイクルにおける評価については、目標達成や施策の進捗状況を定量化する指標に加え、上位計画の見直しや計画立案時に想定しえない社会情勢の著しい変化へ対応できる“20年、30年後を見据えた都市づくり”における将来都市構造への誘導状況、さらに“これから10年の視点に立った都市づくり”の基本目標の達成状況を定量的に把握するための成果（アウトカム）を設定し、5年おき（計画期間の中間年次、目標年次）に指標（＝成果指標、アウトカム指標）の達成状況を勘案した評価を実施することとします。

なお、理想とする誘導状況及び都市づくりの基本目標の達成状況に寄与すると想定される都市計画に関する施策の進捗状況についても、定量的に把握するための整備進捗（＝アウトプット）を設定し、こちらは都市計画現況調査や都市計画基礎調査等と同調して毎年次確認を行うこととします。

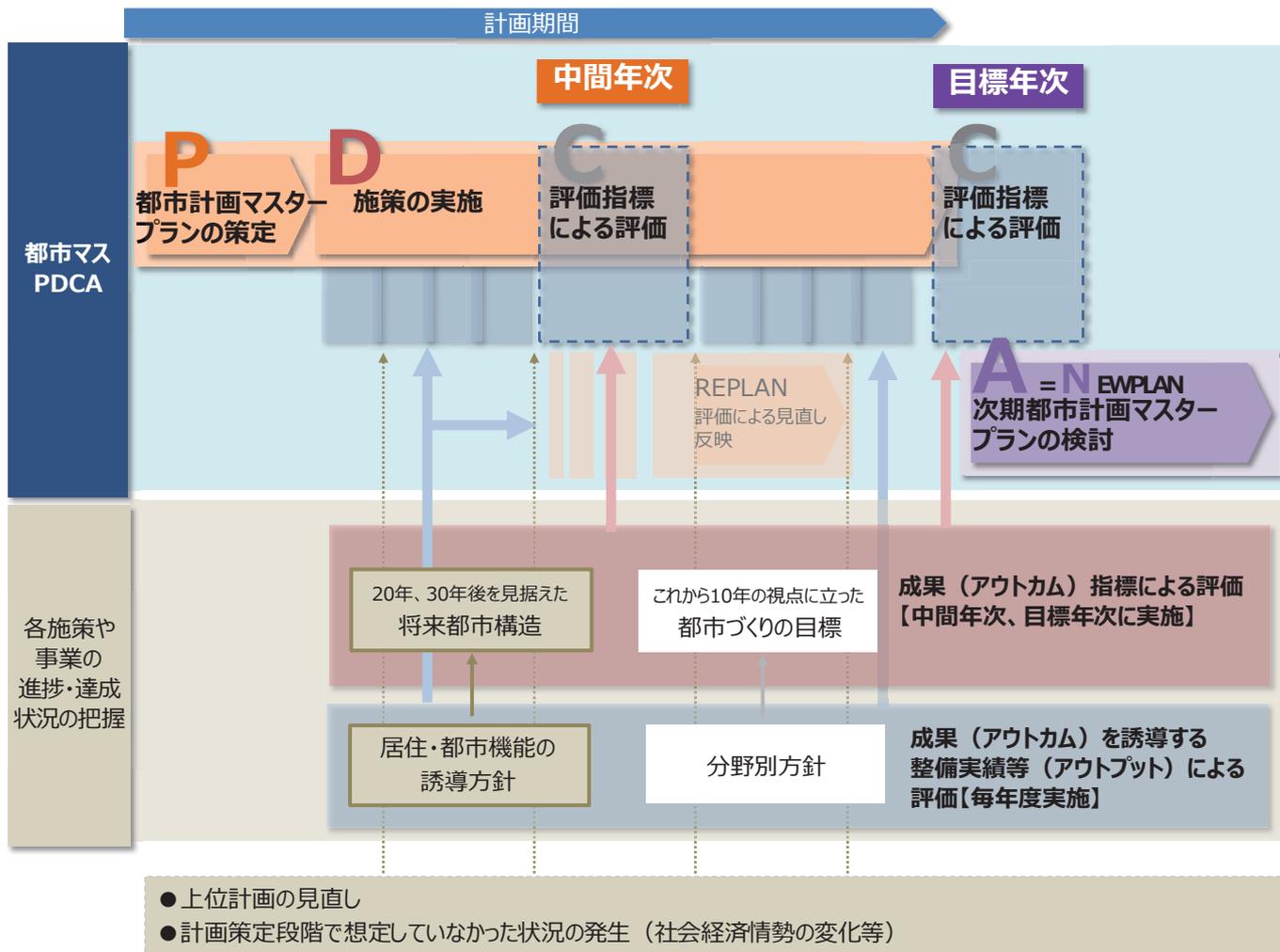


図 PDCA サイクルによる進行管理

(2) 誘導状況や基本目標の達成状況等を定量的に評価・確認する指標

本計画では、中間年次、目標年次に評価を行う“成果（アウトカム）指標”、整備進捗を年度ごとに確認する“整備進捗（アウトプット）指標”の2種類を設定します。

成果指標については、今後重視すべき5つの都市づくりの視点から掲げた都市づくりの目標の達成度を定量的に計測するため、目標ごとに評価項目とその評価指標を設定します。

整備進捗指標については、“20年、30年後を見据えた都市づくり”における将来都市構造への誘導、“これから10年の視点に立った都市づくり”の基本目標の達成に寄与する整備方策等の進捗状況を確認するものとして設定します。

なお、計画全体の評価については、必ずしも本節で設定する定量的指標のみではなく、効果発現状況に応じてより多角的に課題等が把握できるように努めるものとします。

(3) 計画の見直し体制

本計画に基づく施策や事業の進捗・達成状況の評価・管理するとともに、その実施や改善に加え、必要に応じて機動的に本計画の見直しを行うための組織・体制として都市計画審議会を活用していきます。

(4) 計画の見直し方針

PDCA サイクルに基づき、都市づくりの目標の達成度を計測するために設定した成果指標に基づく評価結果と中間年次までの毎年次に実施する整備実績指標に基づく評価結果を踏まえ、主な施策や事業の見直しが必要となった場合には、本計画の策定（改定）にあたり必要となる基礎的現況調査の結果も踏まえ、都市計画審議会を活用して、本計画の見直しを行います。また、上位関連計画が見直された場合や本計画の策定段階で想定していない状況（社会経済情勢の変化等）が発生した場合には、必要に応じて適切に本計画の見直しを行います。なお、本計画のうち「都市計画の基本的な方針（PO ◎の該当事項）」に係る見直しについては、市議会の議決を経て見直しを行うものとし、その他定める事項については、安城市都市計画審議会における審議等により、機動的に見直しが図られるよう努めるものとします。

成果
指標

みんなでまちをつくる！都市機能が便利に使える集約型都市づくり。

まちを
つくる

マチナカ居住の誘導

マチナカ居住誘導区域の人口密度

現状値 (H27 98.8人/ha) を

高密度に保持 (99.9人/ha) されるよう誘導します！

マチナカ拠点の形成

マチナカ拠点区域における
安心・快適な賑わいあふれるマチナカ拠点エリアカバー率

現状値 (H27 64%) を

高水準に保持 (72%以上) されるよう誘導します！

みんなでまちをつかう！市民とともにほぐむ持続可能な都市づくり。

まちを
つかう

にぎわい空間の創出

活用可能な都市的低未利用地面積

現状値 (H25 91ha) がにぎわい空間として

活用 (26ha) されるよう誘導に努めます。

地域の担い手づくり

市民活動センター登録団体数
※第8次安城市総合計画指標

現状値 (H27 327団体) から

向上 (430団体) するよう誘導に努めます。

みんなで生きる力をつくる！活力と活気で賑わいあふれる都市づくり。

生きる力
をつくる

産業の確保

産業用地
※産業活動として活用される用地

現状値 (H25 254ha) から

向上 (292ha) するよう誘導に努めます。

産業の拡大

市内総生産額

現状値 (H25 9,986億円) から

向上 (12,650億円) するよう誘導に努めます。

みんなで安心をつくる！安全・安心に暮らせる都市づくり。

安心を
つくる

地域コミュニティの維持・活性化

市民活動センター登録団体数
※第8次安城市総合計画指標

現状値 (H27 327団体) から

向上 (430団体) するよう誘導に努めます。

安心を生み出す市街地形成

空き家件数
※第8次安城市総合計画指標

現状値 (H26 82件) から

解消 (32件) されるよう誘導に努めます。

みんなで心地よさをつくる！人と自然が共生する都市づくり。

心地よさ
をつくる

緑地の保全

市内の緑の面積割合
※安城市緑の基本計画指標

現状値 (H27 47%) から

減少が抑制 (46%) されるよう誘導に努めます。

公共交通網の維持・適正化

公共交通利用者数
※安城市公共交通網形成計画指標

現状値 (H27 1,446万人) から

向上 (1,602万人) するよう誘導に努めます。

進捗
指標

20年、30年後を見据えた将来都市構造の
誘導状況への寄与を想定する進捗指標

マチナカ居住の誘導

マチナカ居住誘導区域の人口

マチナカ拠点における施設立地誘導

マチナカ拠点区域における
マチナカ拠点に誘導すべき施設の立地数

これから10年の視点に立った都市づくりの
基本目標達成への寄与を想定する進捗指標

進捗
確認

都市の骨格をつくる方針

都市計画道路の整備状況

都市の骨格をつくる方針

下水道の整備状況

都市の骨格をつくる方針

公園・緑地の整備状況

都市の骨格をつくる方針

市街地の整備状況

3. 市民とともに作り・つかう協創のまちづくり戦略

社会問題となっている人口減少や少子高齢化等により、行政の財政状況は緊迫した状況にあり、今後は行政だけでなく、市民や民間企業と連携して多様な主体のもとでまちづくりを行うことが求められます。

そのため、ここではこのような社会的背景を踏まえ、本計画の実現に向けて市民とともに作り、つかう協創のまちづくりを効果的・効率的に進めていくための基本的な考え方（＝協創のまちづくり戦略）を整理します。

（1）第8次安城市総合計画との関係

上位計画である第8次安城市総合計画では、重点戦略である「健幸都市推進プロジェクト」を打ち出しており、効率的に施策等を推進していくために目的や内容を明示した3つのサブプロジェクト（きっかけづくり、しくみづくり、まちづくり）を設定しています。また、行財政運営の方針の基本的な考え方として、複雑かつ多様化する行政ニーズに対応するために多様な主体との連携や協働を通じ、より細やかで質の高い市民サービスを提供することができるよう、新しい公共によるまちづくりに取り組んでいくこととしています。

以上を踏まえ、効率的な都市の運営を行うための「きっかけづくり」、「しくみづくり」、「まちづくり」の3つの視点と多様な主体との連携・協働の考え方を基本としながら、本計画に沿った都市づくりや地域の身近なまちづくり、既存ストックの維持管理や有効活用などに対して自発的・積極的に取り組む「市民とともに作り、つかう協創のまちづくり」を進めていくこととします。その際、市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性をいかして補完し合い、協力すること、すなわち協創を積極的に行うことが重要であると考えます。

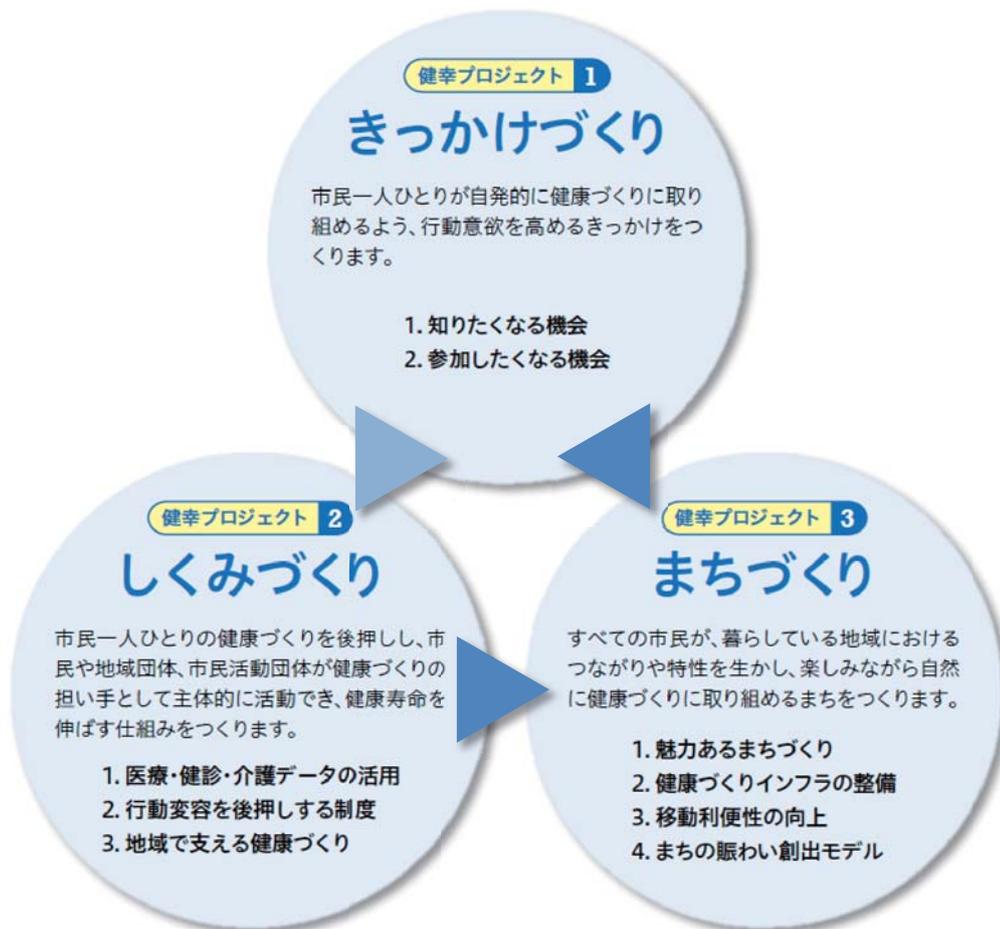


図 推進の基本的な考え方（安城市第8次総合計画より）

(2) 市民とともに作り、つかう協創のまちづくりの推進にあたって

① 協創のまちづくりの基本的枠組み・流れ

日本では、かつて高度成長期において都市を拡大していくため、ハード整備に重点が置かれる「都市化社会」における都市づくりを展開してきました。しかし、都市内ストックが充実し、ハードのまちづくりが成熟した「都市型社会」への移行に伴い、「まちの環境」において人々の多様化するニーズに対応したより質の高い「持続的で豊かなものとする」ことがまちづくりにおいて求められています。

そこで本市では、地域で課題を共有するための「きっかけづくり」、住民、企業、行政それぞれが主体的に行動しまちをマネジメントするための「しくみづくり」、そしてまちの課題解決を図るための「市民とともに作り・つかう協創のまちづくり」を進めています。

また、こうした取り組みによる「新しいまちづくり」は、まちの課題解決に向けて「いかにまちをつくり・つかうか」を共有、実践していく必要があります。そして、刻一刻と変わりゆくまちの課題へ柔軟に対応できる仕組みであるべきと考え、まず行動することで事業とまちとの相性を検証し、反応を踏まえよりまちに合った計画検討（まちづくりプランの共有）を行うなど、一般的な PDCA よりもより機動的となるよう「不断の見直し」によってまちづくりを進めていきます。

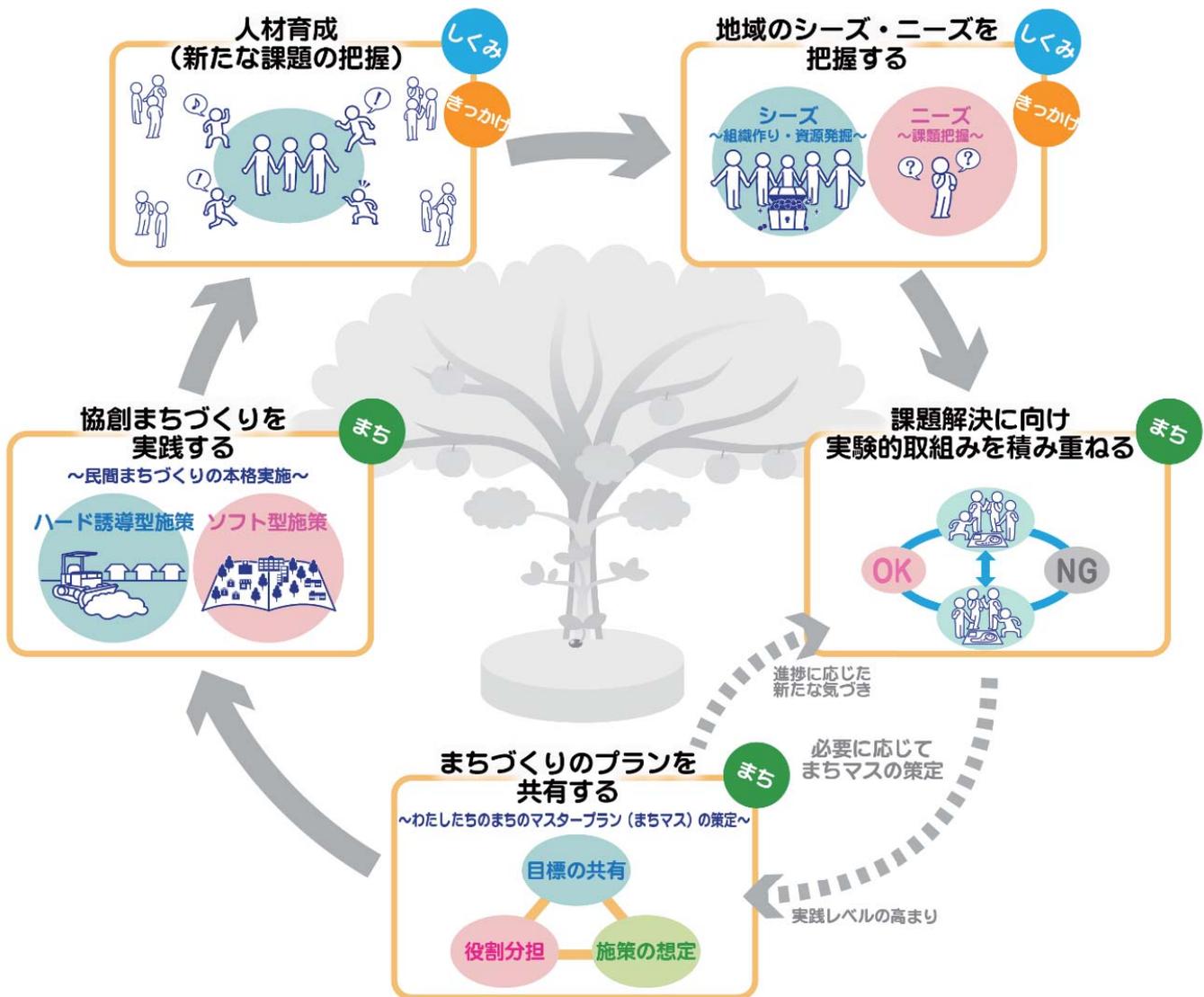


図 協創のまちづくりの基本的枠組み・流れ

5. 本計画の運用

i) 「きっかけづくり」につながる、まちの「課題・目標の共有」

都市計画マスタープランは、市町村が定める都市計画の決定、変更やそれに基づく事業、施策の基本的方針を示したものであり、計画の体系、階層構造としては、下図のとおりです。

こうした構造を持つ都市計画マスタープランを官民の協力のもとで実現していく上では、以下のような共有・連携の考え方に基づき協創のまちづくりを推進することが必要です。

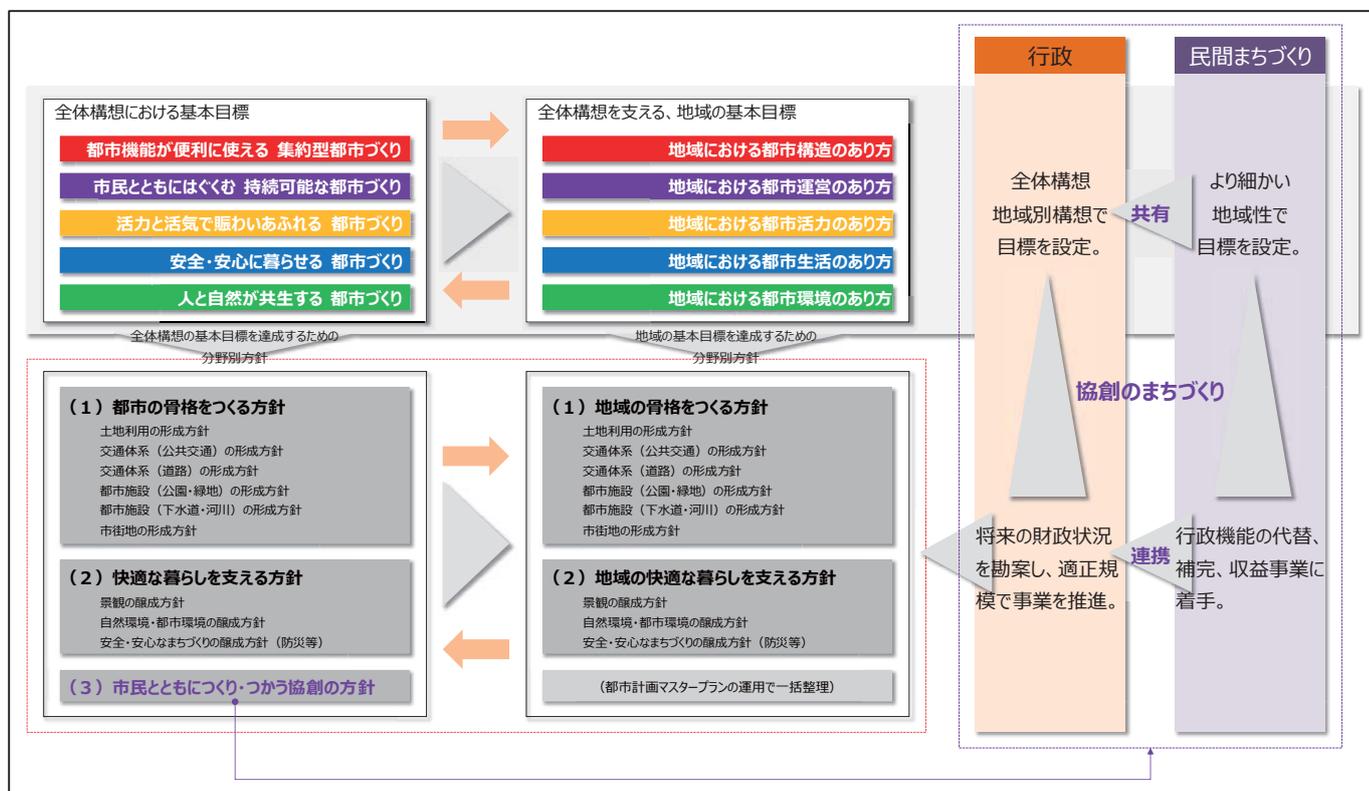


図 都市計画マスタープラン実現に向けた共有・連携の考え方

このような協創によるまちづくりは、一過性のものではなく、相当期間にわたり継続して行われることが望ましいと考えます。このため、官民共通の目標、主体ごとの役割分担等を明確にする計画・ビジョンを策定し、関係者間で共有することが必要と考えます。

こういうまちを作りたい、守りたい、という思いを、行政が民間とともにビジョンとして共有することによって、官民が連携して同じ方向を向いてまちづくりを担えることを目指します。

基本目標の設定にあたっては、協創のまちづくりのシーズ（種）である地域の人材や資源、ニーズ（需要）である地域の課題をしっかりと把握した上で、行政の視点からみた都市づくりの基本理念と都市構造の考え方と、地域住民や事業者の視点からみた細かい課題認識との共有により、地区におけるまちづくりの目標を設定します。

具体的には、地域の点検活動やワークショップ等を通じて、地域の現状や課題、魅力や資源、活用できる組織や人材を把握し、都市計画マスタープランで定める全体構想、地域別構想の目標を踏まえ、より細かい地区単位で、“わたしたちのまち”の目指す将来像・ビジョンを住民主体で設定していくことが必要です。

ii) 協創の「まちづくり」につながる、まちの課題解決方策の整理

“わたしたちのまち”の目指す将来像・ビジョンを実現するための事業、施策の推進にあたっては、市町村は将来の財政状況も勘案した上で適正規模の事業を進めることとし、民間まちづくりにおいては、行政機能の代替、補完を行うことで事業、施策の推進を図り、協創のまちづくりを行っていきます。

具体的な施策の想定にあたっては、“わたしたちのまち”の抱える課題への対応を図るとともに、“わたしたちのまち”の有する資源を発掘・活用することが考えられます。

しかし、まちづくりを実践していく中で、まちとの相性から施策が変動することも想定されます。よって、実際の行動とその反応を踏まえ、実態に合った施策が機動的に選択できるよう「不断の見直し」が必要となります。

表 協創まちづくりの実践において想定される課題と想定解決方策

| 分野 | 課題 | 想定される施策 | 施策属性 |
|----------|------------------|--|--|
| 機能誘導 | ○まちナカ拠点区域等への集約強化 | ○ソフト型施策（法規制：地区計画策定、都市再生整備計画策定及び策定に基づく都市再生推進法人設立、立体都決制度の活用、土地利用構想の周知、都市マスタープラン（立地適正化計画）による届出制度の周知、低未利用地・空き家、空き店舗の活用） ○ハード誘導型施策（市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、土地区画整理事業、立体都決制度の活用） | ○【つくる・つかう】行政機能の代替、行政機能の補完、その他収益事業 ○【つくる】行政機能の代替、行政機能の補完 |
| 土地利用 | ○土地利用構想への純化 | ○ソフト型施策（法規制：地区計画策定、ルール：まちなみづくり策定、低未利用地・空き家、空き店舗の活用） ○ハード誘導型施策（市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、土地区画整理事業） | ○【つくる・つかう】行政機能の代替、行政機能の補完、その他収益事業 ○【つくる】行政機能の代替、行政機能の補完、その他収益事業 |
| | ○集落環境の維持保全 | ○ソフト型施策（地区計画策定、道路改良事業・交通安全施設整備事業等に向けた計画策定、事前復興まちづくりの策定） | ○【つくる】行政機能の代替、行政機能の補完 |
| | ○拡大市街地における開発促進 | ○ソフト型施策（地区計画策定、まちづくり研究会等運営） ○ハード誘導型施策（土地区画整理事業、開発行為） | ○【つくる】行政機能の代替、行政機能の補完 ○【つくる】行政機能の代替、行政機能の補完 |
| 公共用地の利活用 | ○公共用地の利活用 | ○ソフト型施策（法規制：都市再生推進法人設立、道路空間の利活用、立体都市公園制度の活用） ○ハード誘導型施策（パークPFIによる公園整備への民間活力導入） | ○【つくる・つかう】行政機能の代替、行政機能の補完、その他収益事業 ○【つかう】行政機能の代替、行政機能の補完、その他収益事業 |

※ソフト型施策・・・主に構想・計画段階（初動期）における助成施策

ハード誘導型施策・・・ソフト施策の実施による、主にハード整備が誘導される時点の施策または持続的なまちづくりの担保施策

これら施策のうち、「まちナカ拠点区域等への集約強化」及び「土地利用構想への純化」に対応する施策を、本計画のうち立地適正化計画における誘導施策として位置づけ、市民協創によりこれら誘導施策の推進を図ります。

特に、現在事業中の安城南明治地区土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業、安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業、安城南明治市有地有効活用事業をはじめとする優良建築物等整備事業については引き続きその推進を図ります。

なお、「本計画（立地適正化計画）による届出制度の周知」について、本市では、マチナカ居住誘導区域（居住誘導区域）外における一定規模以上の住宅の整備やマチナカ拠点区域（都市機能誘導区域）外の区域におけるマチナカ拠点誘導施設の整備に対して、都市再生特別措置法第88条第1項及び法第108条第1項の規定により、平成31年（2019年）○月○日より届出制度を運用することとします。

iii) 「しくみづくり」につながる、まちの課題解決に向けて行動する「役割分担」

協創戦略に基づいたまちづくりを推進するため、今後は行政だけでなく、市民や民間企業と連携してまちづくりを行うことが求められています。このような考え方をもとに、“わたしたちのまち”の目指す将来像・ビジョンを実現するための事業・施策を推進する体制を明らかにし、まちづくりの方針に向けた行動、実現に向けた企画・調整、そしてまちづくりの情報発信をそれぞれが担うべき役割のもとで推進していく必要があります。

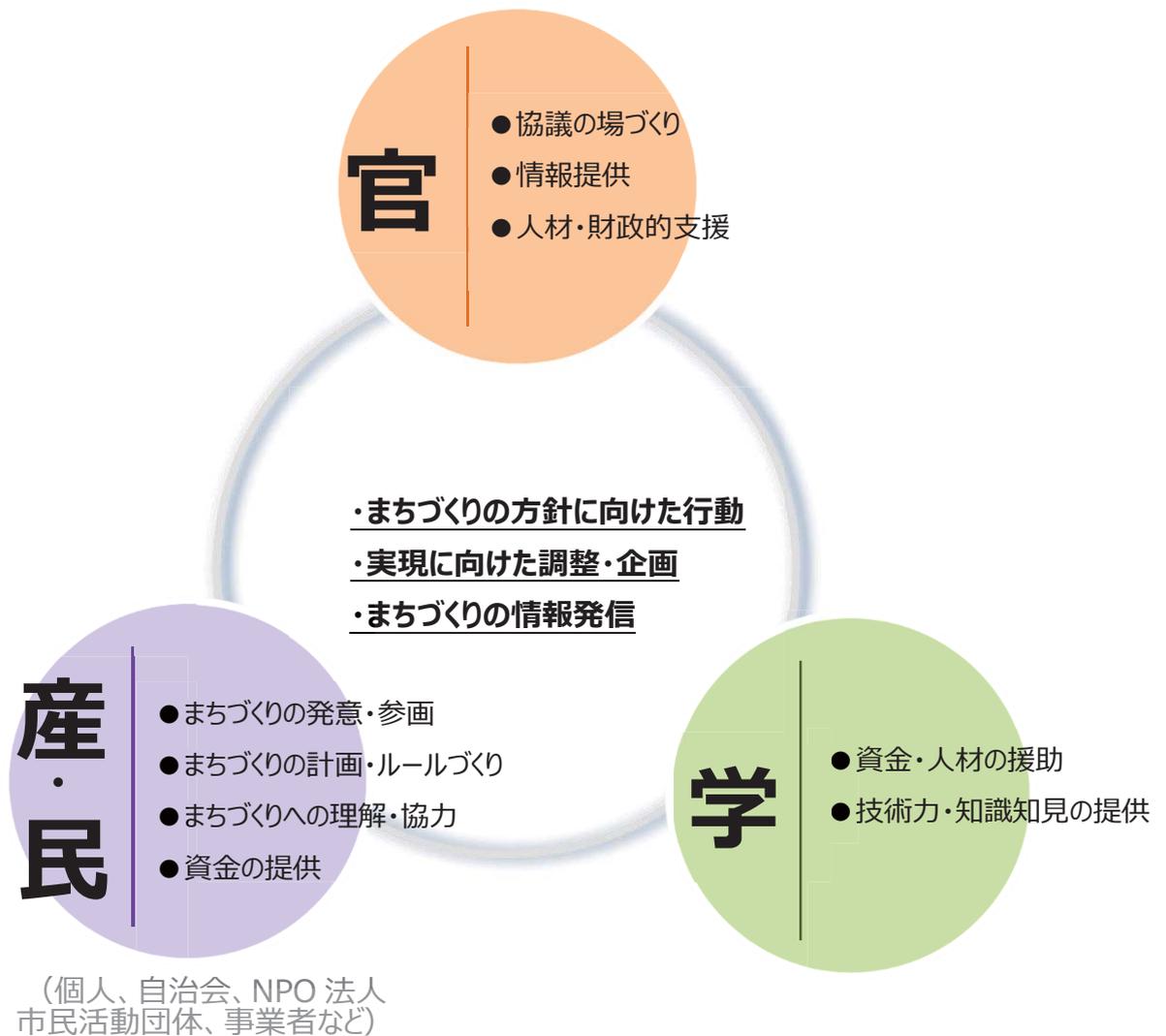


図 まちづくりの推進体制

②新しいまちづくりの考え方の導入

“わたしたちのまち”の目指す将来像・ビジョンを実現する上で想定される事業・施策の本格実施に向けては、長期的ビジョンの共有の元、市民や民間事業者が主体となって短期的な「実験的取組」を実践し、積み重ねていくことで、これまで築いてきた社会資本ストックの新たな活用方法や再整備のあり方を模索していくことが重要となります。そして、必要に応じ「まちマス」の策定・見直し等を行いながら、目標の実現に向けた最終的な整備につなげていくことが重要です。

こうした民間主体の社会実験の繰り返しは、今以上にまちの魅力を高めるとともに住民意識の醸成にもつながり、最終的な整備や整備後の“わたしたちのまち”の質的向上を後押しすることも期待できます。

先に示したように、このような長期的なビジョンを共有したまちの改善手法は「タクティカルアーバニズム」と呼ばれ、近年世界各地で実践されはじめています。

そこで、本市においてもこうした「新しいまちづくりの考え方」を取り入れ、長期的ビジョンを共有しながら地域がやれることをどんどん実施し、小さな積み重ねで大きな改善につなげる戦略的取組みを進めてまいります。新しいまちづくりの考え方に基づく手法を取り入れ、必要に応じてより実現性の高い「まちマス」へのブラッシュアップを図り、あるいは新たな気づきに寄り添う取り組みの模索などを繰り返しながら、まちの魅力向上・住民意識の醸成へつなげ、“わたしたちのまち”の目指す将来像・ビジョンの実現に向けた事業・施策の具体化・実施を目指していくこととします。

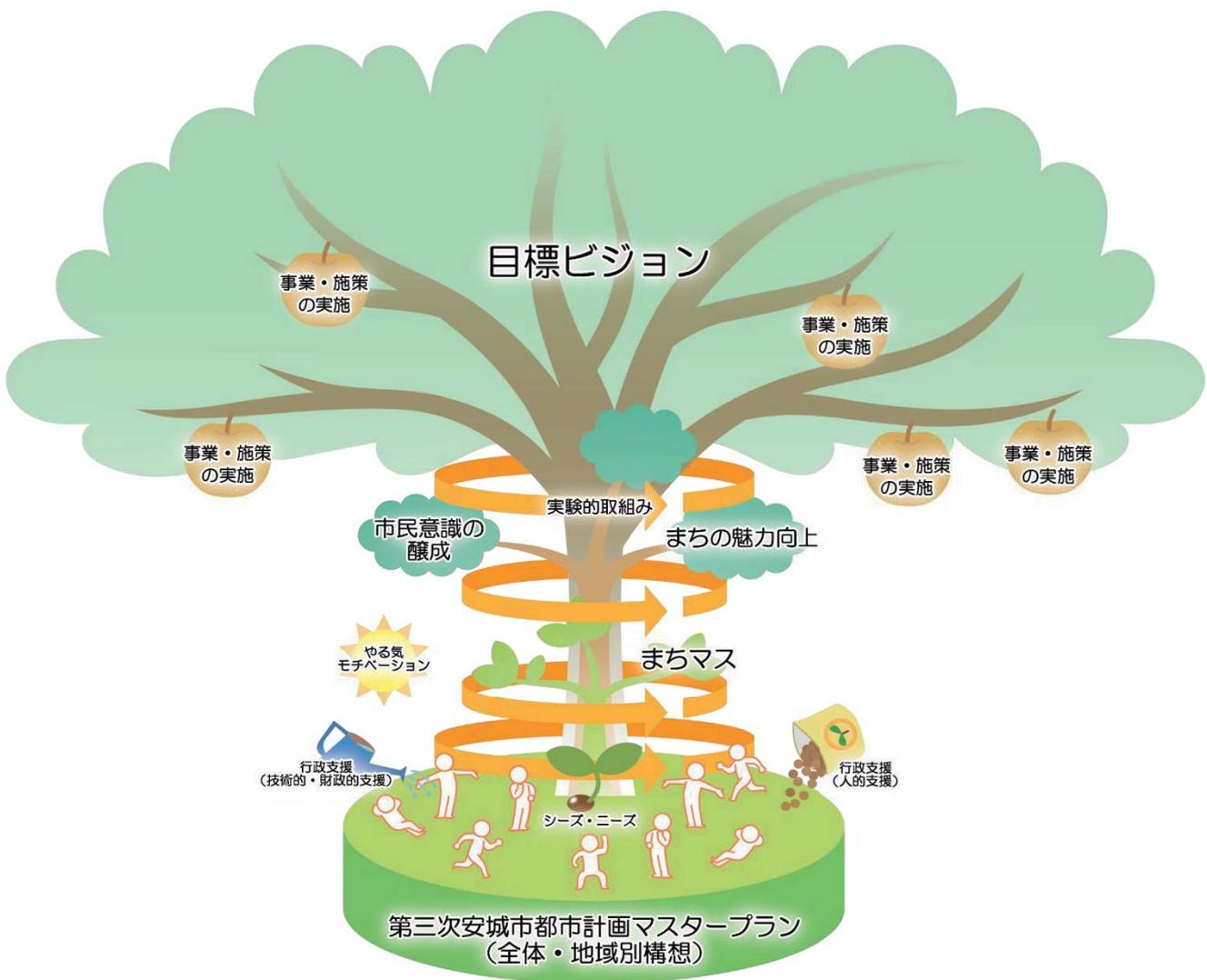


図 新しいまちづくりの考え方の導入効果イメージ

（1）マチナカ拠点形成やマチナカ居住誘導に向けた届出制度について

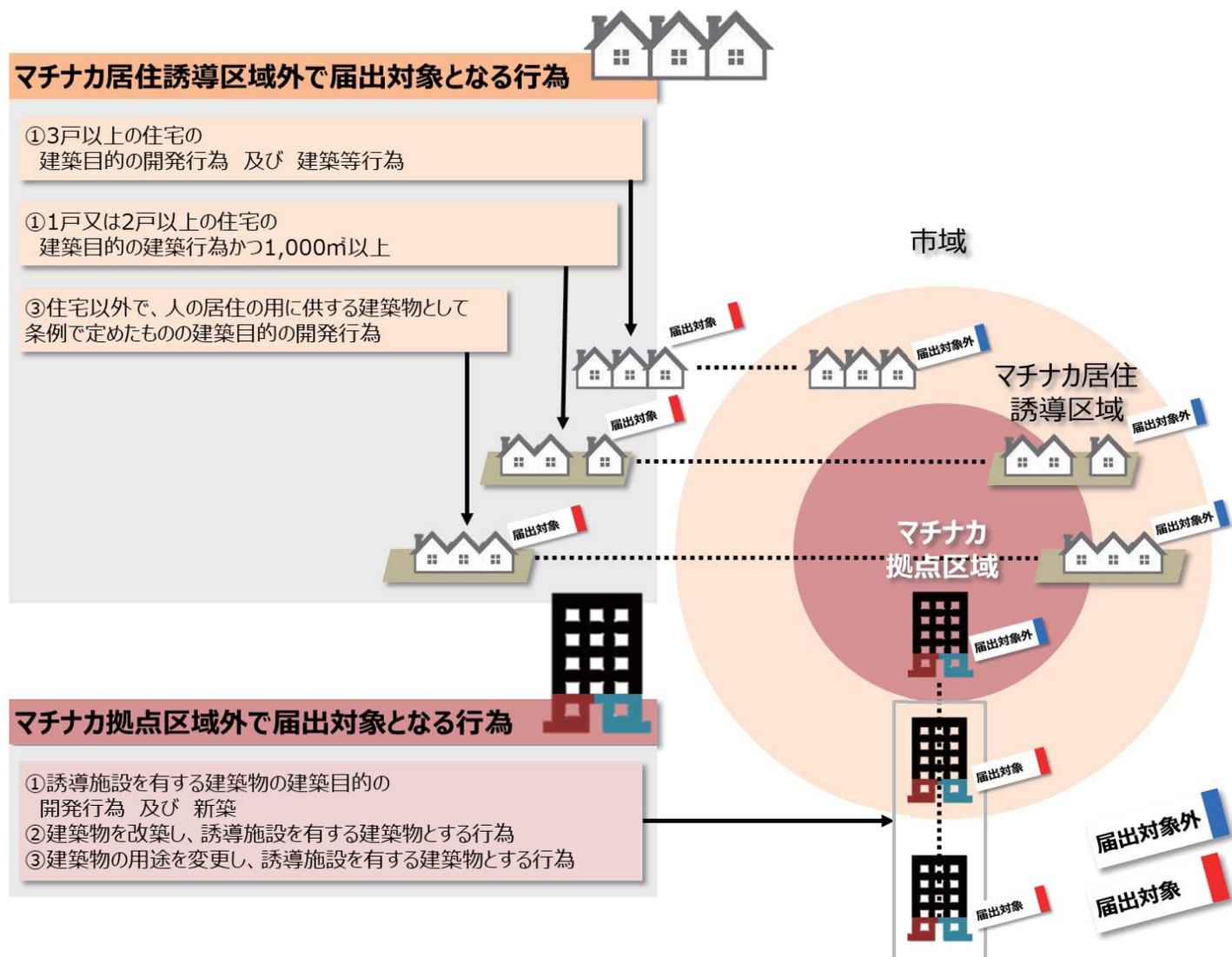
本市における“マチナカ拠点形成やマチナカ居住誘導に向けた届出制度”とは、20年、30年後の都市づくりを見据え、今度想定しえない社会情勢変化等へ柔軟に対応するための準備として実施するものです。なお、下記の届出の対象となる行為に着手する30日前までに届出が必要となります。

本届出制度は、都市再生特別措置法で定める立地適正化計画に基づく届出制度となります。マチナカ居住誘導区域（都市再生特別措置法における居住誘導区域）外における住宅開発等の動きや、マチナカ拠点区域（都市再生特別措置法における都市機能誘導区域）外におけるマチナカ拠点に誘導すべき施設（都市再生特別措置法における都市機能誘導施設）の整備の動きを把握するための制度で、都市再生特別措置法に基づき届出が義務付けられています。虚偽の届出や届出をせずに開発行為等を行った場合には、罰則規定(30万円以下の罰金)が設けられています。

（2）届出の対象となる行為

マチナカ居住誘導区域（都市再生特別措置法における居住誘導区域）外の区域では、都市再生特別措置法第88条の規定により、以下の行為を行おうとする場合には市長への届出が必要となります。

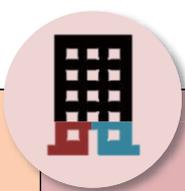
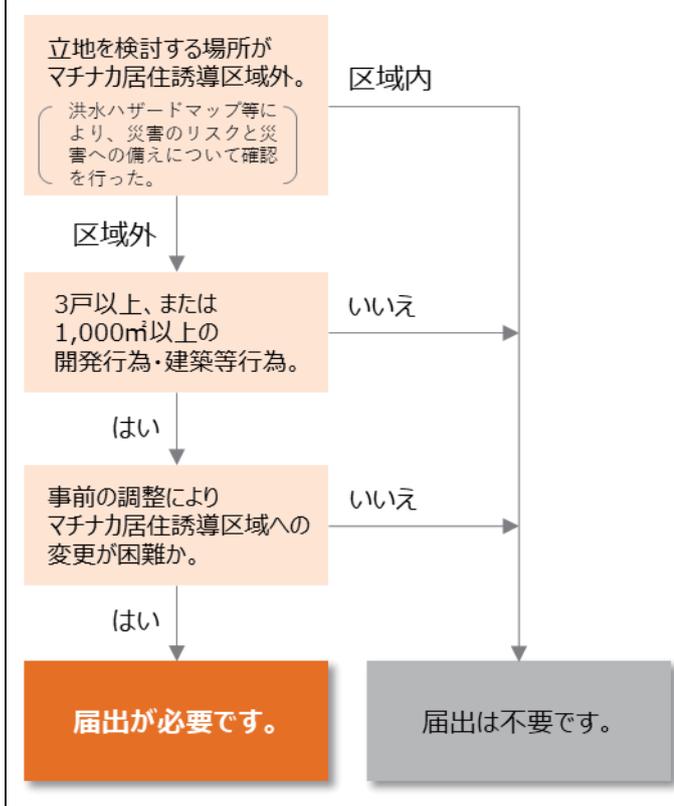
また、マチナカ拠点区域（都市再生特別措置法における都市機能誘導区域）外の区域では、都市再生特別措置法第108条の規定により、マチナカ拠点に誘導すべき施設（都市再生特別措置法における都市機能誘導施設）を対象に以下の行為を行おうとする場合には市長への届出が必要となります。





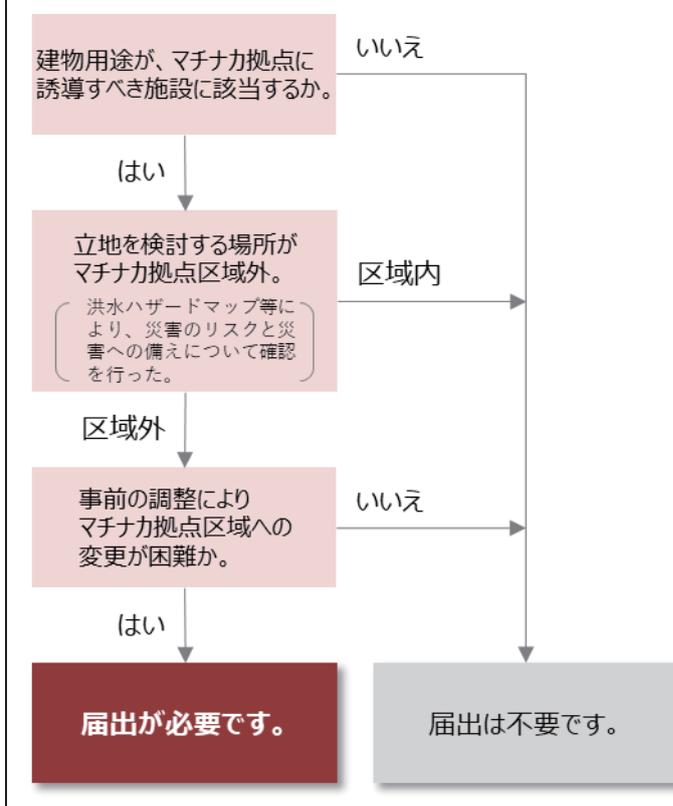
マチナカ居住誘導区域の届出対象フロー

※都市再生特別措置法における居住誘導区域



マチナカ拠点区域の届出対象フロー

※都市再生特別措置法における都市機能誘導区域



マチナカ拠点に誘導すべき施設 ※都市再生特別措置法における都市機能誘導施設

| 地域 | | J R 安城 | 三河安城 | 北部・新安城 | 桜井 |
|---|----------------|--------------|------|--------|----|
| (1) 下記で構成される、居住と地域に必要な機能の複合施設 | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| ①集合住宅（必ず有すること） | | 有する。 | | | |
| ②地域の課題解決として必要な都市機能（③と合わせて2機能以上有すること） | | 下記のうち1以上有する。 | | | |
| 健康 | 医療機能（診療所等） | ○ | ○ | | ○ |
| | 福祉機能（老人福祉施設等） | | | | |
| 経済 | 商業機能（小規模商業施設等） | ○ | | | |
| きずな | 交流機能（市民交流施設） | ○ | ○ | ○ | |
| 子ども | 教育機能（幼稚園・保育所等） | | | | |
| ③地域ニーズ機能（②と合わせて2機能以上有すること） | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (2) 都市・広域拠点にふさわしい都市機能を有する広域的交流施設 | | ◎ | ◎ | | |

あ行

愛知の都市づくりビジョン

愛知県内の各市町村、県民、民間企業等の様々な主体が取り組むべき共通の考え方・方向性を示すもので、愛知県が平成 29 年（2017 年）に策定。

アウトカム

成果、結果。

アウトプット

出来高、整備実績。

安城市地域公共交通網形成計画

安城市都市計画マスタープランにおけるまちづくりと連携した、持続可能な公共交通ネットワークの維持・活性化を図ることを目指したもので、平成 30 年（2018 年）に策定。

安城市都市計画審議会

都市計画を定める際に、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する機関。

安城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

安城市の現在の人口の課題を把握し、平成 72 年（2060 年）の人口を展望した「安城市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を踏まえ、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）における今後 5 か年の目標や具体的施策をまとめたもので、平成 27 年度（2015 年度）に策定。

安城市緑の基本計画

都市緑地法第 4 条の規定に基づく市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画で、平成 31 年（2019 年）に策定予定。

医療機能

マチナカ都市機能の 1 つであり、医療法に基づく病院、診療所のこと。

エコミックガーデン

地域経済を「庭」、地元の中小企業を「植物」に見立て、地域という土壌を生かして地元の中小企業を大切に育てることにより地域経済を活性化させる政策。

NPO

「Non Profit Organization」の略。「民間非営利組織」のことで、利益を得ることが目的ではなく、社会に貢献することを目的とする組織のこと。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

オープンスペース

都市や敷地内で建物が建っていない土地。空地。

か行

拡大市街地

20 年、30 年後の人口変動を展望した上で、これから 10 年の本市の成長（人口が伸び、産業が活況すること）を目標としたときに、現在の市街地の収容能力から今後必要と想定される市街地。種別、規模、圏域で定義される。

拡大市街地種別

拡大市街地の定義要素の 1 つ。住宅の用に供する土地利用を想定する住宅系（産業のうち商業含む）と産業（工業含む）の用に供する土地利用を想定する産業系の 2 種類で運用する。

拡大市街地規模

拡大市街地の定義要素の 1 つ。20 年、30 年後の人口変動を展望した上で、これから 10 年の本市の成長（人口が伸び、産業が活況すること）を目標としたときに、現在の市街地の収容能力から今後必要と想定される市街地の規模。

- ・住居系拡大市街地…人口変動を勘案し、今後住宅の用に供する土地利用として必要と想定される規模を約 45～60ha と算定。
- ・産業系拡大市街地…市内総生産額変動を勘案し、今後産業（工業含む）の用に供する土地利用として必要と想定される規模を約 81ha と算定。

拡大市街地圏域

拡大市街地の定義要素の 1 つ。拡大市街地規模について、種別に応じてその運用を行う圏域。拡大市街地種別に応じて数値評価を行い、最も土地

利用としてポテンシャルが高いと想定される地域を指定している。あくまで圏域であり、同区域においてそれぞれの拡大市街地規模を上限として運用される。

①住居系拡大市街地圏域

- ・三河安城新幹線駅南圏域…三河安城新幹線駅から概ね 1,000m 以内に収まる新幹線軌道より南側の圏域であり、圏域内に収まり地形地物等で区切られる整形な土地であること。なお、平成 22 年策定の安城市都市計画マスタープランを根拠に平成 26 年度から活動する三河安城駅南地区まちづくり協議会の区域を含むものとする。
- ・三河安城新幹線駅北圏域…三河安城新幹線駅から概ね 800m 以内に収まる新幹線軌道より北側の圏域であり、圏域内に収まり地形地物等で区切られる整形な土地であること。

②産業系拡大市街地

- ・I C 型…高棚、高棚福釜、和泉、安城西尾及び藤井 I C から 2 5 0 m 以内の区域を圏域とする。ただし、対象 I C から概ね 5 0 0 m 以内に収まり、かつ、当該 I C から 2 5 0 m 以内の土地を含む区域も圏域とみなし、圏域内に収まり地形地物等で区切られる整形な土地であること。なお、平成 22 年策定の安城市都市計画マスタープランを根拠に平成 30 年度までに都市計画決定した市街化調整区域内地区計画を含むものとする。
- ・専用工業地隣接型…小川南地区、藤井地区及び里地区における専用工業地から概ね 100m までの圏域であり、圏域内に概ね収まり地形地物等で区切られる整形な土地であること。

既存ストック

これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設のこと。

狭あい道路

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

教育機能

マチナカ都市機能の 1 つであり、学校教育法に基づく幼稚園や児童福祉法に基づく保育所のこと。

協創

市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力すること。

共創

企業が、消費者や協力関係にある企業などと「共」に、新しい価値を持つ商品やサービスを「創」りあげていくこと。

健康寿命

人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

広域拠点

居住・都市機能を誘導すべき広域的な交流拠点

広域連絡バス

市内外を結ぶ広域的な交通基幹軸としての機能を担う路線。

高次都市機能

行政、教育、商業、交通等、住民生活や企業の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ高いレベルの機能で、都市圏を超え広域的に影響のある機能。

交通結節点

異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

高度利用

適正な都市整備のもとに、中高層建築物又は容積率の高い建築物を建築することにより、土地をより高度に利用すること。

交流機能

マチナカ都市機能の 1 つであり、地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設のこと。

交流人口

地域外からの旅行者や短期滞在者。

国土のグランドデザイン 2050

急速に進む人口減少や巨大災害の切迫等、国土形成計画策定後の国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050 年を見据えた国土づくりの理念や考え方を示すもので、国が平成 26 年（2014 年）に策定。

骨格的都市幹線道路

都市の骨格軸を形成し、快適かつ良好な道路環境の創出といった、都市計画道路としての交通処理機能が求められる道路。

主要幹線道路等と一体となり、円滑かつ安全な交通処理といった、道路ネットワークとしての連続性が求められる道路。

コンパクトシティ

都市の郊外への拡張を抑制し、都市の中心部に行政、医療、教育、交通などの都市機能を集積させて人口密度が高いまちを形成すること。また、それにより中心市街地の活性化や住民の利便性を向上させるまちづくりのこと。

さ行

財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

産業拠点

工業・物流機能を集積する都市の活力を支える拠点。

市街化区域

都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地が形成されている区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地環境整備ゾーン

市街化区域及び当地と一体的に都市基盤の整備が必要とされるゾーン。

市街地再開発事業

都市計画再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区内において細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場等の公共施設の整備を行い、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る市街地整備手法のひとつ。

事前復興まちづくり

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、事前に復興に資するソフト的対策を準備し、被災後の復興事業の困難さを考え、災害に強いまちにしておくこと。

市内基幹バス

鉄道と一体となって安城市内の南北方向の公共交通軸としての機能を担う路線（南北軸）。

まちなかの移動手段として機能するとともに、各路線からの乗り継ぎ需要に対応する路線（循環線）。

社会資本ストック

道路、公園などの公共空間や下水道等。

集約型都市構造

中心市街地及び鉄道駅といった主要な交通結節点周辺等に都市機能を集約したコンパクトな都市構造のこと。

主要幹線道路

愛知県の骨格を形成し、県内通過交通や県内都市間交通等の方向性を有する比較的トリップの長い交通処理を行う道路。

地区道路との適切なアクセスコントロール等により、大量かつ高速な交通処理を確保する道路。

商業機能

マチナカ都市機能の1つであり、大規模小売店舗立地法に基づく小売業を行うための店舗のこと。

人口ビジョン

本市の現在の人口の課題を把握し、2060年における人口を展望した安城市 まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン編）のことで、平成27年（2015年）に策定。

スプロール

都市が無秩序に拡大していく現象のこと。

その他都市幹線道路

骨格的都市幹線道路を補完し、都市内における円滑かつ安全な交通処理が求められる道路。

その他道路

都市計画道路以外で最小幅員7m以上の車線分離された国県道、1,2級市道といった、主要幹線道路、骨格的都市幹線道路、その他都市幹線道路の能力を補完すると想定される道路。

ソフト型施策

主に構想・計画段階（初動期）における助成施策。

た行

対流

多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れ。

タクティカル・アーバニズム

戦術的都市計画と直訳される新しいまちづくりの考え方。共有する長期的ビジョンの下、地域がやれることをどんどん実施し、小さな積み重ねで大きな改善につながる戦略的な取り組みのこと。住民の創意と行動により道路や公園などの身近な公共空間を有益な空間へと改変する実験的な取り組みなどを指す。

地域拠点

居住・都市機能を誘導すべき地域の生活拠点

地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい道路。

地域コミュニティ

社会における生活共同体。住んでいる地域や学校、職場、あるいは思想、価値観や趣味、利害関係など、共有する要素のもとに集まる人間のグループ。

地域生活タクシー

地域生活バスへのアクセス端末交通手段としての機能を担う。地域生活バス及び一般タクシーとの役割を区分する中で、地域の生活ニーズに応じた一定のサービス水準を確保すべき路線。

地域生活バス

広域連絡路線及び市内基幹路線に接続し、市内の拠点施設相互を連絡する地域の生活交通路線としての機能を担う。地域の生活ニーズに応じた一定のサービス水準を確保すべき路線。

地域づくり

地域別構想の各地域において、土地利用の規制誘導や道路・公園などの都市基盤の整備等を行うことを指す。

地域のシーズ・ニーズ

地域のシーズとは、地域の現状や課題、魅力や資源、住民自身で提供できる活動等を指す。

地域のニーズとは、地域での暮らしの中で住民に必要とされていること・ものを指す。

地区計画

一定の地区を対象に、その居住者の利用する道路・公園等施設の配置及び規模に関する事項や、建築物の形態・用途等に関する事項を総合的な計画として定め、開発行為や建築行為をこれに基づいて規制・誘導することにより地区特性にふさわしい良好な市街地の整備を図ろうとする制度。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。

都市化社会

高度成長期のように人口、産業が都市へ集中し、都市が拡大する状況。

都市型社会

都市内ストックが充実し、ハードのまちづくりが成熟した状況。

都市拠点

居住・都市機能を誘導すべき都市の中心拠点。

都市計画運用指針

国土交通省が作成し、都市計画制度の望ましい運用と原則的な考え方を示したものの。

都市計画基礎調査

都市計画法第 6 条に規定された、都道府県が都市計画区域について、おおむね 5 年ごとに行う都市計画に関する基礎調査。

都市計画区域

都市計画法第 6 条に規定された、一体の都市として総合的な整備、開発及び保全の必要がある区域。安城市は全域を指す。

都市計画現況調査

都市計画に関する種々の現況を把握することを目的に、都道府県都市計画担当課に依頼し、都市計画の決定状況等を国土交通省が調査、公表しているもの。

都市計画法第 18 条の 2

当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の策定を定めた規定。

都市計画道路の見直し

都市計画道路のあり方について検討するものであり、未着手区間について見直しを検討、社会経済情勢の変化等を考慮した必要性の評価、財政負担の軽減や既存ストックの有効活用を考慮した代替性を検証等を想定するもの。

都市公園

都市公園法に規定された公園または緑地で、地方公共団体が設置するものや国営公園などをいう。

都市再生基本方針

都市再生における官民の取り組みの共通指針となるもので、国が平成 14 年（2002 年）に策定。

都市再生推進法人

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するもの。

都市再生特別措置法第 81 条

住居及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）の作成を定めた規定。

都市づくり

安城市全域において、土地利用の規制誘導や道路・公園などの都市基盤の整備等を行うこと指す。

土地区画整理事業

健全な市街地の形成を目的に都市計画区域内の土地について、宅地の利用の増進を図るため土地の区画形質の変更とあわせ道路や公園などの公共施設の新設又は変更を行う事業。

な行

西三河都市計画区域マスタープラン

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、愛知県が一市町村を越えた広域的な見地から定める西三河都市計画区域における区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針で、愛知県が平成 23 年（2011 年）に策定。

は行

ハード誘導型施策

主にハード整備が誘導される時点の施策または持続的なまちづくりの担保施策。

パーク P F I

都市公園法の改正に伴い、飲食店等の公園利用者の利便性を向上する公募対象公園施設の設置と、当該施設から得られる収益を活用してその周辺の園路、広場などの特定公園施設の整備・改修を一体的に行うものを公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

P D C A

マネジメントサイクルの 1 つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施すること。

福祉機能

マチナカ都市機能の 1 つであり、老人福祉法、介護保険法に基づく老人福祉施設のこと。

プレイスメイキング

あらゆる住環境において居心地の良い心理的価値をつくり、生活の質を高める場所づくりの概念。

ま行

まちづくり

地域別構想の各地域より細かい地区レベルにおいて、土地利用の規制誘導や道路・公園などの都市基盤の整備等を行うことを指す。

まちづくり憲章

まちづくりの姿勢を謳ったもの。本市では、桜井駅周辺地区まちづくり委員会が策定している。

マチナカ

安城市の街中のこと。また、街の仲間をつくる場所、仲間と待ち合い集う中心地を意味する。

マチナカ拠点区域

20 年、30 年後を見据えた、居住・都市機能が高度かつ複合的に誘導される本市の拠点となるべき区域。（都市再生特別措置法における都市機能誘導区域）なお、住居系拡大市街地については、当該区域内で市街化編入がなされた場合、土地利用構想、用途地域等を踏まえマチナカ拠点区域と一体的に誘導をはかることとする。

マチナカ拠点に誘導すべき施設

居住と地域で必要な機能の複合施設及び都市・広域拠点にふさわしい広域的交流施設。（都市再生特別措置法第 81 条該当施設）

マチナカ居住誘導区域

マチナカ拠点を中心に、居住の誘導と都市機能の維持・確保を進める区域。（都市再生特別措置法における居住誘導区域）なお、住居系拡大市街地については、当該区域内で市街化編入がなされた場合、土地利用構想、用途地域等を踏まえマチナカ居住誘導区域と一体的に誘導をはかることとする。

マチナカ都市機能

これから 10 年の都市づくりにおいてマチナカに維持・確保すべき機能

まちなみづくり

都市の良好なまちなみづくりに自主的に取り組んでもらうことを目的として、まちなみに対する意識を高め、より身近なものとして理解、実践してもらうこと。

や行

優良建築物等整備事業

国の制度要綱に基づく法定手続きによらない市街地整備の手法で、市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもの。

優良農地

集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地。

容積率

建物の延床面積の敷地面積に対する割合。

用途地域

市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。指定された用途地域の目的に応じて建てられる建物の種類が決められる。

ら行

立体都決制度

良好な市街地環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用を促進することを目的に道路の上空や路面下において建築物の建築等を行うことを可能とすること。

立地適正化

都市計画区域において、居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地を適正化すること。

リニアインパクト

中央リニア新幹線の開通により国民生活、経済活動にあたるインパクトのこと。



